

- 「災害被災者に対する租税の軽減免除、納税の
猶予等に関する取扱要領」の全部改正について

昭和 53. 6. 21 官総 4-21 (例規)

官広 1-68

直所 1-20

直法 1-44

直資 1-17

直審 1- 8

間酒 1-26

間消 1-40

徴管 2-51

徴徴 1-22

国税局長

国税庁長官・沖縄国税事務所長

国税不服審判所長

改正 昭 59 官総 4-17

平 17 官総 8-10

平 21 官総 1-51

昭和 41 年 7 月 9 日付官総 1-85 ほか 9 課共同「災害被災者に対する租税の軽減免除、納税の猶予等に関する取扱について」通達の全部を別冊のとおり改正したから、今後災害が発生した場合の災害被災者に対する租税の救済措置については、昭和 27 年 7 月 25 日付直所 1-101「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（所得税関係）の取扱方について」通達及び昭和 39 年 2 月 3 日付間酒 2-8 ほか 2 課共同「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（間接国税関係）の取扱について」通達によるほか、これより所要の措置を講ずることとされたい。

凡

例

この災害被災者に対する租税の軽減免除、納税の猶予等に関する取扱要領において使用する略称、略語等は、次のとおりである。

1 法令の略称

(1) 法令の名称及び番号

略 称	名 称 及 び 番 号
通 法	国税通則法（昭和 3 7 年法律第 6 6 号）
通 令	国税通則法施行令（昭和 3 7 年政令第 1 3 5 号）
通 規	国税通則法施行規則（昭和 3 7 年大蔵省令第 2 8 号）
徴 法	国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）
徴 令	国税徴収法施行令（昭和 3 4 年政令第 3 2 9 号）
徴 規	国税徴収法施行規則（昭和 3 7 年大蔵省令第 3 1 号）
所 法	所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）
所 令	所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）
所 規	所得税法施行規則（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 1 号）
法 法	法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）
法 令	法人税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 7 号）
法 規	法人税法施行規則（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 2 号）
相 法	相続税法（昭和 2 5 年法律第 7 3 号）
相 令	相続税法施行令（昭和 2 5 年政令第 7 1 号）
相 規	相続税法施行規則（昭和 2 5 年大蔵省令第 1 7 号）
登 法	登録免許税法（昭和 4 2 年法律第 3 5 号）
有取法	有価証券取引税法（昭和 2 8 年法律第 1 0 2 号）
通行法	通行税法（昭和 1 5 年法律第 4 3 号）
通行規	通行税法施行規則（昭和 1 5 年勅令第 1 5 2 号）
酒 法	酒税法（昭和 2 8 年法律第 6 号）
酒 令	酒税法施行令（昭和 3 7 年政令第 9 7 号）
酒 規	酒税法施行規則（昭和 3 7 年大蔵省令第 2 6 号）
物 法	物品税法（昭和 3 7 年法律第 4 8 号）
物 令	物品税法施行令（昭和 3 7 年政令第 9 9 号）
物 規	物品税法施行規則（昭和 3 7 年大蔵省令第 2 4 号）
入 法	入場税法（昭和 2 9 年法律第 9 6 号）
入 令	入場税法施行令（昭和 2 9 年政令第 9 7 号）
入 規	入場税法施行規則（昭和 3 4 年大蔵省令第 3 2 号）
砂 法	砂糖消費税法（昭和 3 0 年法律第 3 8 号）
砂 令	砂糖消費税法施行令（昭和 3 0 年政令第 1 0 1 号）
砂 規	砂糖消費税法施行規則（昭和 3 0 年大蔵省令第 3 4 号）

略 称	名 称 及 び 番 号
揮 法	揮発油税法（昭和 3 2 年法律第 5 5 号）
揮 令	揮発油税法施行令（昭和 3 2 年政令第 5 7 号）
揮 規	揮発油税法施行規則（昭和 3 7 年大蔵省令第 3 0 号）
地 法	地方道路税法（昭和 3 0 年法律第 1 0 4 号）
地 令	地方道路税法施行令（昭和 3 0 年政令第 1 5 1 号）
航 法	航空機燃料税法（昭和 4 7 年法律第 7 号）
航 令	航空機燃料税法施行令（昭和 4 7 年政令第 5 7 号）
石 法	石油ガス税法（昭和 4 0 年法律第 1 5 6 号）
石 令	石油ガス税法施行令（昭和 4 1 年政令第 5 号）
石 規	石油ガス税法施行規則（昭和 4 1 年大蔵省令第 4 号）
石油法	石油税法（昭和 5 3 年法律第 2 0 号）
石油令	石油税法施行令（昭和 5 3 年政令第 1 3 2 号）
印 法	印紙税法（昭和 4 2 年法律第 2 3 号）
印 令	印紙税法施行令（昭和 4 2 年政令第 1 0 8 号）
印 規	印紙税法施行規則（昭和 4 2 年大蔵省令第 1 9 号）
電 法	電源開発促進税法（昭和 4 9 年法律第 7 9 号）
電 令	電源開発促進税法施行令（昭和 4 9 年政令第 3 3 9 号）
ト 法	トランプ類税法（昭和 3 2 年法律第 1 7 3 号）
ト 令	トランプ類税法施行令（昭和 3 2 年政令第 1 5 8 号）
ト 規	トランプ類税法施行規則（昭和 3 2 年大蔵省令第 5 3 号）
取 法	取引所税法（大正 3 年法律第 2 3 号）
取 規	取引所税法施行規則（大正 3 年大蔵省令第 1 3 号）
た 法	たばこ消費税法（昭和 5 9 年法律第 7 2 号）
措 法	租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）
措 令	租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号）
措 規	租税特別措置法施行規則（昭和 3 2 年大蔵省令第 1 5 号）
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 2 2 年法律第 1 7 5 号）
災免令	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和 2 2 年政令第 2 6 8 号）
税士法	税理士法（昭和 2 6 年法律第 2 3 7 号）
所 臨 特 法	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 1 1 号）
条約特 例 規	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和 4 4 年大蔵・自治省令第 1 号）
関 臨 特 法	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設および区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 1 2 号）

略 称	名 称 及 び 番 号
特別協定 臨特法	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の 臨時特例に関する法律（昭和29年法律第112号）
国連軍 臨特法	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等 の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第149号）

(2) () 内及び「基礎法令」欄の法令の条、項及び号の略語

条 アラビア数字（例えば、1、2、3）

項 ○で囲まれたアラビア数字（例えば、①、②、③）

号 漢数字（例えば、一、二、三）

2 略 語

略 語	意 義
国 税 局	国税局又は沖縄国税事務所をいう。
国税局長	国税局長又は沖縄国税事務所長をいう。
所得税部門	税務署において、申告所得税事務を所掌している部門をいう。
源泉所得税部門	税務署において、源泉所得税事務を所掌している部門をいう。
管理運営部門	税務署の管理運営事務を所掌する部門又は課をいう。
申告、納付等の期限	国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限をいう。
申告、納付等の行為	国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する行為をいう。
租税の軽減免除等	申告所得税の軽減免除、源泉所得税の徴収猶予及び還付、法人税の軽減免除、相続税及び贈与税の軽減免除並びに酒税等の控除及び還付をいう。
酒類等	酒類又は製造たばこ、砂糖、糖みつ若しくは糖水、物品税法別表に掲げる第2種の物品、揮発油、石油ガス、原油、石油製品、ガス状炭化水素若しくはトランプ類をいう。
酒税等	酒税又はたばこ消費税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税若しくはトランプ類税をいう。
酒税法等	酒税法又はたばこ消費税法、砂糖消費税法、物品税法、揮発油税法、地方道路税法、石油ガス税法、石油税法若しくはトランプ類税法をいう。
申告所得税事務提要	「申告所得税事務提要」（昭和54年6月28日）をいう。
法人税事務提要	「法人税事務提要」（昭和47年9月20日）をいう。
源泉所得税事務提要	「源泉所得税事務提要」（昭和48年9月12日）をいう。

略 語	意 義
資産税事務提要	「資産税事務提要」(昭和56年10月23日)をいう。
酒税事務規程	昭和56年11月24日付間酒1-38ほか4課共同「酒税事務規程」をいう。
消費税事務規程	昭和58年2月16日付間消1-7ほか4課共同「消費税事務規程」をいう。
納税の猶予等の取扱要領	昭和51年6月3日付徴徴3-2ほか1課共同「納税の猶予等の取扱要領」をいう。

災害被災者に対する租税の軽減免除、
納税の猶予等に関する取扱要領

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 災害に伴う事務の管理	2
第1款 災害事務処理の態勢	2
第2款 被災状況の調査及び報告	2
第1 調査	2
第2 報告	3
第3款 広報	7
第4款 市町村等との協力	7
第5款 臨時の税務書類の作成等の許可	7
第4節 納税証明書の交付手数料の免除	8
第2章 申告、納付等の期限の延長	9
第1節 延長の対象となる期限	9
第2節 地域指定による延長	9
第3節 個別指定による延長	9
第1款 個別申請の手続	9
第2款 個別申請の処理	11
第4節 地域指定と個別指定との関係	12
第5節 通法第11条以外の規定による期限の延長との関係	14
第1款 法人税	14
第2款 酒税等	14
第3款 不服申立て	15
第6節 納期限の延長等に伴う徴収関係の取扱い	15
第1款 納付委託中の国税、振替納税に係る国税の特例	15
第2款 延滞税及び利子税の取扱い	15
第3章 災害による納税の猶予	16
第1節 納税の猶予の概要	16
第2節 納税の猶予の手続と処理	16
第1款 相当な損失を受けた場合の納税の猶予	16
第2款 通常の納税の猶予	24
第3款 共通事項	26
第3節 納期限の延長と納税の猶予との関係	28

第4章 租税の軽減免除等	28
第1節 申告所特税	28
第1款 軽減免除の概要	28
第2款 軽減免除の手続	29
第3款 軽減免除の処理	30
第2節 源泉所得税	32
第1款 徴収猶予及び還付の概要	32
第2款 徴収猶予及び還付の手続	34
第3款 徴収猶予及び還付の処理	36
第4款 確定申告による徴収猶予等の精算	42
第3節 法人税	42
第1款 軽減免除の概要	42
第2款 軽減免除の手続	43
第3款 軽減免除の処理	43
第4節 相続税、贈与税	43
第1款 軽減免除の概要	43
第2款 軽減免除の手続及び処理	44
第5節 酒税等	45
第1款 控除及び還付の概要	45
第2款 控除又は還付の手続及び処理	46
第6節 自動車重量税の還付	48
第1款 還付の概要	48
第2款 還付の手続及び処理	48
様式	50

別冊

第1章 総 則

第1節 目 的

「災害被災者に対する租税の軽減免除、納税の猶予等に関する取扱要領」は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた者に対して行う、①国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長、②納税の猶予、③申告所得税の軽減免除、源泉所得税の徴収猶予及び還付、法人税の軽減免除、相続税及び贈与税の軽減免除、酒税等の控除及び還付並びに自動車重量税の還付の申請手続き及びその処理要領を体系的に整備し、もって、災害が発生した場合にこれらの事務を迅速かつ適正に行うことを目的とする。

第2節 用語の定義

1 災 害

「災害」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害
- (2) 火災、鉱害、火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害
- (3) 害虫、害獣その他の生物による異常な災害

2 地域指定、個別指定

- (1) 「地域指定」とは、通令第3条第1項で定めるところにより、国税庁長官が地域及び期日を指定して行う申告、納付等の期限の延長をいう。
- (2) 「個別指定」とは、通令第3条第2項で定めるところにより、国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長が、納税者等の申請により期日を指定して行う申告、納付等の期限の延長をいう。

3 「災害によるやむを得ない理由のやんだ日」又は「災害のやんだ日」

「災害によるやむを得ない理由のやんだ日」又は「災害のやんだ日」とは、客観的にみて個別指定等の申請をした者等（地域指定の場合は、その地域の納税者の大部分）が申告、納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日とするが、具体的には次による。ただし、申請者等が多数見込まれる場合には、申請者間の権衡を図りかつ調査の手数を省くため、特に災害が長引いた地区の申請者等を除き、税務署長（被災地域が同一国税局の2以上の税務署の管轄地域にわたるときは、それらの税務署を所轄する国税局長）が一律に判定した日をもって「災害によるやむを得ない理由のやんだ日」又は「災害のやんだ日」としても差し支えない。

- (1) 災害により直接被災した場合には、災害が引続き発生するおそれなくなり、その復旧に着手できる状態になった日
- (2) 交通の途絶があった場合には、交通機関が運行を始めた日

4 災害のあった日

「災害のあった日」とは、災害により被害を受けた日をいう。従って、被害が数日間

にわたるときは、最初に被害を受けた日から災害のやんだ日までの間のいずれの日もこれに該当する。

5 住 宅

災免法でいう「住宅」とは、自己又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族（その年分の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が基礎控除の額に相当する金額以下である者。以下この節において同じ。）が所有し、常時起居する家屋をいう。

なお、2か所以上の家屋に自己又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族が常時起居しているときは、そのいずれも住宅として取り扱う。また、常時起居している家屋に附属する倉庫、物置等の附属建物は、住宅に含まれる。

6 家 財

災免法でいう「家財」とは、自己又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する日常生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいう。貴金属類、書画、骨とう、美術工芸品等で1個又は一組の価格が30万円を超えるものは、家財に含まれない。

第3節 災害に伴う事務の管理

第1款 災害事務処理の態勢

自署の管轄区域内において災害が発生し、災害救助法が適用された場合又は災害救助法の適用はないが地域指定を行う必要が見込まれる場合には、次に掲げる事務を行うとともに、申告、納付等の期限の延長、納税の猶予及び租税の軽減免除等の事務を迅速かつ適正に行うことができるよう所要の措置を講ずる。この場合、署長が必要と認めるときは、副署長（副署長が複数設置されている署にあたっては署長が指定する者、副署長が設置されていない署にあつては総務課長）を中心として総務課長、統括国税調査（徴収）官等をもって班を編成し、これらの事務の企画、立案及びその実施に当たらせる。

1 被災状況の調査及び報告

2 申告、納付等の期限の延長、納税の猶予及び租税の軽減免除等についての概要及びその手続の周知徹底と照会等に対する対応

3 申告、納付等の期限の延長、納税の猶予及び租税の軽減免除等に関する手続及び処理に必要な各種簿書類の調達

4 被災地域の市町村等とその連絡協調

5 その他

第2款 被災状況の調査及び報告

第1 調 査

1 被災状況の調査は、地域指定の要否その他期限延長の判定に資するため行う。

被災状況は、災害救助法の適法があつた市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び災害救助法の適用はなかつたが地域指定の必要が見込まれる市町村又は地区（市町村内の町、大字、字等をいう。以下同じ。）について、市町村別又は地区別に次表に掲げる事

項を調査する。

この調査は、市役所、町村役場、警察署又は消防署が把握している最新の情報に基づいて行う。

- 2 申告、納付等の期限の延長を地域指定により行うか否かの決定並びに地域指定を行うとした場合の指定する地域及び期日の決定は、国税庁長官が行う。この決定に資するため、被災地域を管轄する税務署長及び国税局長は、第2に掲げる報告を行う。

第2に掲げる事項のうち「地域指定の要否」、「指定を要する市町村又は地区」及び「指定期日とすべき日」の判断に当たっては、被災地域の範囲、一般的な被災状況、納税者の被災状況とその他諸般の事情を総合勘案して判断する。この場合、被災地域が2以上の税務署の管轄地域にわたるときは、これらの税務署を所轄する国税局長は、その調査を行う。

なお、地域指定の要否等の判断の際、災害救助法の適用の有無は一つの目安とはなるが、地域指定の目的及びその適用条件と災害救助法のそれとは異なるので災害救助法の適用があった地域について必ずしも地域指定を行う必要がないことに留意する。

第2 報 告

- 1 税務署長は、遅滞なく次の事項を国税局長に報告する。

なお、災害が長期間にわたる場合には、次の事項の全部又は一部について随時報告する。

(1) 地域指定の要否

(2) 地域指定を必要と認める場合は次の事項

イ 指定を要する市町村又は地区

ロ 災害により最初に被害を受けた日及び災害のやんだ日

ハ 指定期日とすべき日

(3) 一般的な被災状況

(4) 納税者の被災状況（被災納税者数については見込数により報告し、判明次第その数を報告することとしてもよい。）

(5) その他参考となる事項

- 2 国税局長は、税務署長の報告に基づき、国税局としての総合的な判断により次の事項を国税庁長官に報告する。

なお、地域指定の告示の準備等のため、文書による報告に先立って電話又は電話ファックスによりあらかじめ連絡する。

(1) 地域指定の要否

(2) 地域指定を必要と認める場合は次の事項

イ 指定を要する市町村又は地区

ロ 災害により最初に被害を受けた日及び災害のやんだ日

ハ 指定期日とすべき日

(3) 税務署長から報告のあった「一般的な被災状況」及び「納税者の被災状況」

(4) その他参考となる事項

(1) 一般的な被災状況 (署) 昭和 年 月 日現在

区 分		市町村名又は 地区名		
総 世 帯 数		世帯		
被 災 世 帯 数		世帯		
総 人 口		人		
被 災 人 口		人		
人	死者	人		
	行方不明	人		
	負傷	人		
建 物	全壊	むね		
	半壊	むね		
	流失	むね		
	全焼	むね		
	半焼	むね		
	床上浸水	むね		
	床下浸水	むね		
	一部破損	むね		
	非住家被害	むね		
耕 地	水 田	総面積	ha	
		流埋	ha	
		冠水	ha	
	畑	総面積	ha	
		流埋	ha	
		冠水	ha	
公 共 施 設	道路損壊	か所		
	橋梁流失	か所		
	橋梁損壊	か所		
	堤防決壊	か所		
	鉄道被害	か所		
災害救助法適用の有無				

(注) 1 計数は、市役所、町村役場、警察署又は消防署が把握している最新の情報に基づいて記入する。

2 カッコ内は、被災割合(%)を記入する。

(2) 納税者の被災状況 (署)

昭和 年 月 日現在

区分	市町村名又は 地区名			
申告所得税	納税者数(1) うち被災者数(2)			
法人税	法人数 申告期到来法人数(3) うち被災法人数(4)			
源泉所得税	徴収義務者数(5) うち被災者数(6) 支給人員 被災徴収義務者に係 る支給人員			
酒税	製造免許場数(7) うち被災場数(8) 卸売免許場数 うち被災場数 小売免許場数 うち被災場数			
入場税	納税者数(9) うち被災者数(10)			
物品税	納税者数(11) うち被災者数(12)			
砂糖消費税	納税者数(13) うち被災者数(14)			
揮発油税及び 地方道路税	納税者数(15) うち被災者数(16)			
石油ガス税	納税者数(17) うち被災者数(18)			
その他	納税者数(19) うち被災者数(20)			
納税者数	(1)+(3)+(5)+(7)+(9) (21) (11)+(13)+(15)+(17)+(19)			
被災納税者数	(2)+(4)+(6)+(8)+(10) (22) (12)+(14)+(16)+(18)+(20)			
被災納税者割合	(22)/(21) %			

- (注) 1 申告所得税は、災害発生時期により、①1/16～3/15の場合は確定申告書の提出見込者数、②3/16～5/31の場合は延納中の納税者数、③6/1～7/31の場合は予定納税第1期分納税者数、④10/1～11/30の場合は予定納税第2期分納税者数、⑤①～④を除く時期の場合は確定申告書提出者数とする。
- 2 申告期到来法人数は、災害のやんだ日から2か月以内に確定申告又は中間申告期限が到来する法人数とする。
- 3 被災納税者とは、その財産につき被害があったもので申告、納付等又は所得金額の算定上、何らかの関係が生ずると思われる者をいう。

第3款 広 報

災害被災者は、物心両面に相当の損害を受け、心身ともに疲労し、かつ、復旧のために多忙な状態にあるところから、常に災害被災者の立場に立って、申告、納付等の期限の延長、納税の猶予及び租税の軽減免除等についての周知の徹底を図る必要がある。そこで、次に掲げるところにより、その救済措置等について、迅速にその広報を行う。

- 1 災害の発生直後のできるだけ早い時期において、被災地域の納税者に対し、立看板、チラシ、有線放送等を利用して、申告、納付等の期限の延長、納税の猶予及び租税の軽減免除等の取扱いがある旨のみにとどめた広報を行い、納税者が取りあえず被害の増大防止や復旧活動等に専念できるように配慮する。
- 2 災害がやんだ後、できるだけ早い機会において、次の具体的広報を展開する。
 - (1) 申告、納付等の期限の延長、納税の猶予及び租税の軽減免除等についての概要及びその手続等を印刷したチラシ（国税のしおり「災害と税金」など）、それに必要な申請書用紙等を相当数刷成し、これを、被災地域の納税者に送付するとともに、当該地域の市役所、町村役場等を通じ、必要のある者に漏れなく配付されるよう措置する。このため、これらの申請書用紙等については、各国税局において常時相当数の余裕をもって刷成しておき災害発生と同時に配付できるよう各国税局の実情に応じて措置する。
 - (2) 災害被災者が多数所在すると認められる地域にあっては、当該地域に各税の担当職員を派遣し、申告、納付等の期限の延長、納税の猶予及び租税の軽減免除等に関する手続について、集合的な指導等の方法により周知を図る。

この場合、関係市町村との連携を密にして、国税、地方税を通じた指導を行うことに配慮する。

- (3) 国税庁長官が地域指定を行った場合には、期限の延長の対象となる各種の申告期限等を具体的に印刷したポスター等を遅滞なく市役所、町役場等を通じて主たる場所に掲示するとともに、特に速報性の強い有線放送、ラジオ、テレビ等の放送機関に積極的に働きかけて一般的な広報を強力に行う。

第4款 市町村等との協力

災害発生と同時に迅速、かつ、適正な態勢が整備できるようにするため、市役所、町村役場、警察署、消防署、農業協同組合等の関係機関と常時緊密な連絡を保ち、刻々変転していく被害状況等の情報が容易に入手できるようにするとともに、この章に掲げる所要の措置が適切に講じられるようにする。

この場合、通信、交通等が途絶したような場合には、極力警察署等の特殊交信に基づく資料の入手に努める。

第5款 臨時の税務書類の作成等の許可

国税局長は、その管轄区域内に災害が発生し多くの納税者が被害を受けたと認める場合は、地方公共団体の職員等に対し、その申請により、租税の軽減免除等に関する申請書等の作成及びこれに関連する税務相談に無報酬で応ずることを許可することができることとなっている（税士法 50）。このため、国税局長は、相当広範囲にわたって災害が発生し、

その地域の相当部分の納税者が被害を受けた場合は、必要に応じこの許可を与えて被災納税者の便宜を図る態勢を整えるものとする。

なお、この場合次の事項に留意する。

- 1 許可を与える税目は、原則として申告所得税とする。
- 2 許可に当たっては、2か月の期間に限って、地方公共団体、民法第34条の規定による法人、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合又は商工会の役員又は職員若しくは職員に準ずるもののうち税務行政に協力すると認められる者（被災納税者数、事務分量等を考慮して適当と認める人数）に対し、「許可の取消し」条件を付して行う。

第4節 納税証明書の交付手数料の免除

通法第123条第1項《納税証明書の交付》の規定により納税証明書の交付を請求する者のうち、①災害によりその所有する財産について相当な損失を受け、かつ、②その復旧に必要な資金の借入のために使用する証明書を請求する者に対して交付する納税証明書の交付手数料を免除する（通令42③）。

なお、この場合は次による。

- 1 納税証明書の請求書の「証明書の使用目的」欄には、その使用目的を具体的に記載させる。
- 2 証明に当たっては、被災状況の調査事績や「被災明細書」等により被災の事実を確認するとともに、納税証明書の請求書にその事績と交付手数料を免除して証明する旨を表示して決裁を受ける。

（注） 「相当な損失」とは、災害による損失の額が納税者の全積極財産の価額のうちに占める割合（以下この（注）において「損失の割合」という。）が、おおむね20%以上の場合をいうものとする。この場合、災害により損失を受けた財産が生活の維持又は事業の継続に欠くことのできない重要な財産（住宅、家庭用動産、農地、農産物、事業用固定資産及びたな卸資産）であるときには、上記の損失の割合は、その重要な財産の区分（上記かつこ書の財産ごとの区分）ごとに判定しても差支えないものとする。

なお、保険金又は損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされた金額又は補てんされるべき金額は、上記の損失の額から控除する。

第2章 申告、納付等の期限の延長

第1節 延長の対象となる期限

通法第11条《災害等による期限の延長》の規定により延長される期限には、次表（省略）に掲げるようなものがある。また、このほか行政処分により定めた期限も含まれる。

なお、次のような期限については、同条の規定の適用がないことに留意する。

- 1 所得税の確定申告書を提出すべき者等が出国（納税管理人の届出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下同じ。）する場合の確定申告とその所得税の額の納付の期限
- 2 年の中で出国する場合の所得税の確定申告とその所得税の額の納付の期限
- 3 相続税又は贈与税の申告書を提出すべき者等が出国する場合の申告とその相続税又は贈与税の額の納付の期限
- 4 移出先が災害により被害を受けたため、当該移出先に移出した未納税、輸出免税、特殊用途免税、特定用途免税に係る酒類等についての移入証明書等を酒税等の期限内申告書に添付することができない場合における当該移入証明書等の提出期限

（注） この場合における提出期限は、申告書の提出先の税務署長に届け出ることにより、又は当該税務署長の承認を受けることにより、届け出た予定日又は当該税務署長が指定した日となる。

第2節 地域指定による延長

- 1 国税庁長官は、国税局長の報告に基づき、災害による被災地域又は交通途絶地域等が広範囲にわたり、その地域内の納税者等の相当部分が被害を受けており、その地域内の納税者等について包括的に申告、納付等の期限の延長を行う必要があると認める場合は、その地域及び延長により新たな期限となる期日を指定して告示する。
- 2 告示により指定された地域内に納税地を有する者は、期限延長の申請書の提出を要しない。

第3節 個別指定による延長

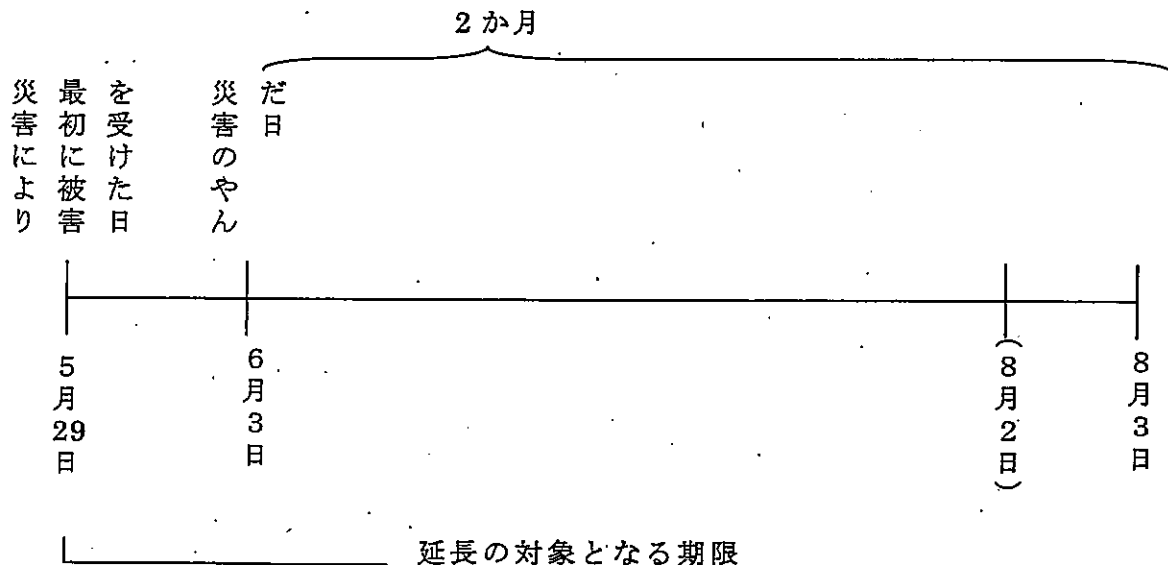
第1款 個別申請の手続

- 1 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、通令第3条第2項の規定により、地域指定が行われた地域に納税地を有する者（ただし、第4節の2に該当する者を除く。）以外の者について、その者の申請により災害のやんだ日の翌日から起算して2か月を経過する日を限度として期日を指定し、これらの期限の延長を許可することができる。
- 2 延長の対象となる期限は、災害によりその期限までに当該行為をすることができないと認められる申告、納付等の期限であり、災害のあった日に到来するこれらの期限のみでないことに留意する（具体的には、最初に被害を受けた日から、災害のやんだ日の翌日から起算して2か月を経過する日の前日までに到来するこれらの期限が、延長の対象となり得る。）。

(例)

A 法人（3 月末決算）の場合

法人税の確定申告及び納付の期限	5 月 31 日
源泉所得税（5 月分）の納期限	6 月 10 日
源泉所得税（6 月分）の納期限	7 月 10 日
災害により最初に被害を受けた日	5 月 29 日
災害のやんだ	6 月 3 日



この場合、一般的には、5 月 29 日（災害により最初に被害を受けた日）から 8 月 2 日（災害のやんだ日の翌日から起算して 2 か月を経過する日の前日）までの間に到来する期限について、8 月 3 日（災害のやんだ日の翌日から起算して 2 か月を経過する日）を限度として期日を指定し、延長することができる。

したがって、A 法人の場合、法人税の確定申告及び納付の期限（5 月 31 日）、源泉所得税（5 月分）の納期限（6 月 10 日）並びに源泉所得税（6 月分）の納期限（7 月 10 日）について、8 月 3 日以前のいずれかの日を期日として指定し、延長することができる。

- 3 申告、納付等の期限延長の申請書は、原則として災害のやんだ日から 1 か月以内に提出させるものとする。ただし、災害のやんだ日から 1 か月経過後であっても 2 か月以内に申請書が提出された場合で、申請書につき被災程度が著しいなどやむを得ないと認められる事情があるときは、その申請書を受理するものとする。
- 4 申請書の様式は、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」（別紙様式第 1 号。ただし、間接税に関するものは「消費税事務規程」様式 CC2-3013 による。）とする。
- 5 個別申請は、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」によることを原則とするが、申告、申請、請求、届出、その他書類の提出及びこれらに伴う納付の期限（その他の納付及び徴収に関する期限を除く。）の延長の申請の場合には、その申告書、申請書、請求書、届出書その他書類の余白に「災害（その種類又は名称）により被害を受けたので、申告書の提出期限及び納付期限の延長を許可されたい。」旨を付記させることにより、期

限延長の申請書の提出があったものとする取扱いを行っても差支えない（以下この方式による申請を「同時申請」という。）

同時申請による取扱いを行う場合には、事前に申請書を提出する必要がある旨を納税者等に周知させるとともに、その災害につき適当と認められる期日を併せて教示し、その期日までに申請書等を提出させるよう十分指導する。

第 2 款 個別申請の処理

「災害による申告、納付等の期限延長申請書」が提出された場合には、災害のやんだ日から 2 か月以内の期日を指定して期限を延長することとなるが、この取扱いは次による。

- 1 申請された延長期限が災害のやんだ日から 2 か月以内であれば、その申請書の被災状況等の実情に照らして妥当と認められる期日を著しく超えると認められる場合を除き、その申請どおり期日を指定して延長する。
- 2 同時申請がなされた場合には、原則としてその申告書等が提出された日を指定期日として延長するが、その申告書等が提出された日が災害のやんだ日の翌日から起算して 2 か月経過後であるとき、又はその申請者につき妥当と認められる期日を著しく経過しているときには、期限の延長は認めないことに留意する。ただし、その申請が遅延したことにつき相当の理由（例えば、手続の不知等）があると認められるときには、当該申請者につき妥当と認められる期日又は類似した条件にある他の納税者に対して延長を認めた期日までの期間について、適法に延長を許可したものとして処理して差支えない（この取扱いを「事後申請」という。）
- 3 申請された延長期限（又は同時申請による場合の申告書等が提出された日）が妥当であるかどうかについては、原則として、その申請者の被災状況の実態その他の実情を十分調査、勘案の上、個別に判定することとするが、申請者が多数見込まれる場合には、申請者間の権衡を図り、かつ、個別調査の手数を省くため、適宜各地域ごとに標準的な期日を設定し、特に例外的な申請者を除き、それを基準として個々の申請者について、期日を指定しても差支えない。
- 4 「災害による申告、納付等の期限延長申請書」(同時申請による場合の申告書等を含む。)が、直接提出された場合にはできるだけその場で、また、郵送された場合にはできる限り速やかに、申請の内容を検討して、延長の可否及び指定期日を決定し、次により通知する。そのため、災害等による被災状況等の実態調査は、早期に行っておく。

(1) 申請された内容のとおり指定して延長する場合

原則として「災害による申告、納付等の期限延長通知書」(別紙様式第 2 号)により通知することとするが、災害が広範囲にわたっているような場合で、標準的な期日をあらかじめ定めているときは、口頭その他便宜の方法で通知し、その旨申請書に記載して事後決議を行っても差支えない。

(2) 申請された内容と異なる指定をして延長する場合

「災害による申告、納付等の期限延長通知書」により通知する。

(3) 却下する場合

「災害による申告、納付等の期限延長申請の却下通知書」(別紙様式第 3 号)により通知する。

第4節 地域指定と個別指定との関係

- 1 地域指定により包括的に延長される期限は、指定地域内に納税地のある国税に関するものに限られるから、指定地域内に事業所等を有する納税者であっても、その納税地が指定地域以外の地域にある場合は、指定地域の適用はない。

なお、上記の場合でも、その事業所等が実際に被害を受け、そのためにその国税に係る申告、納付等の行為をすることが事実上不可能であるようなときには、個別指定による期限の延長ができることに留意する。

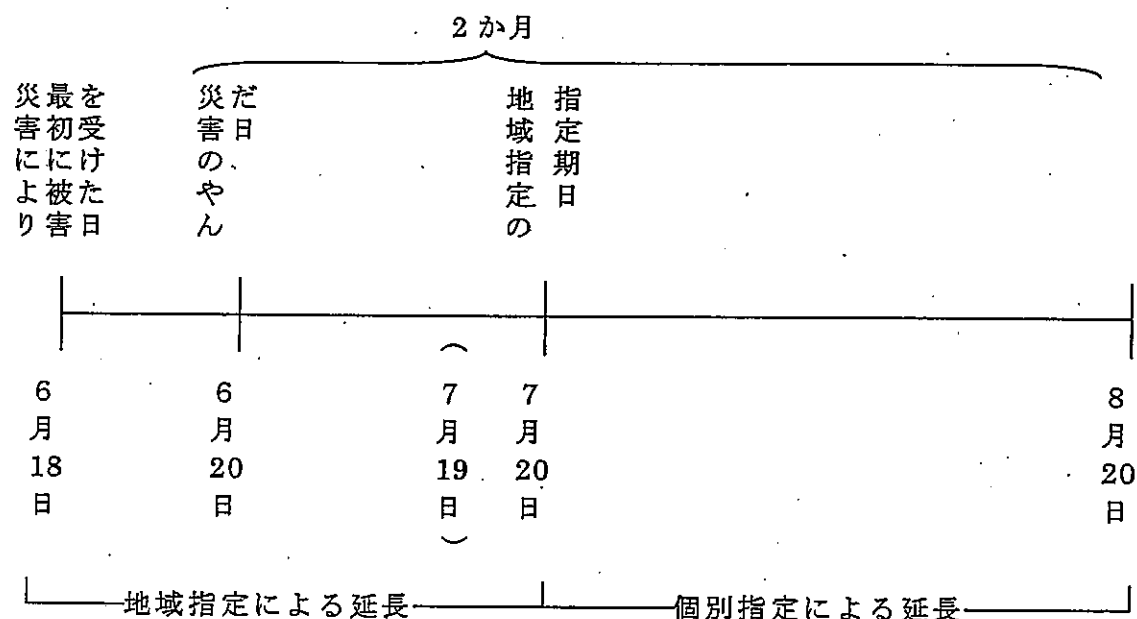
- 2 地域指定により延長された期限を個別指定により更に延長する取扱いについては、次のとおりである。

なお、これらの取扱いを行うに当っては、更に期限の延長が認められる限度及び手続を納税者等に周知させるとともに、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を地域指定の指定期日までに提出するよう指導する。

- (1) 地域指定の指定期日が、当該地域指定に係る災害のやんだ日の翌日から起算して2か月を経過する日前である場合で被災程度が特に著しいなど特別な事情のある納税者については、当該2か月を経過する日を限度として、地域指定により延長された期限を個別指定により更に延長することができる。

(例)

地域指定により6月18日から7月19日までの間に 要求する期限を7月20日まで延長	
災害により最初に被害を受けた日	6月18日
災害のやんだ日	6月20日



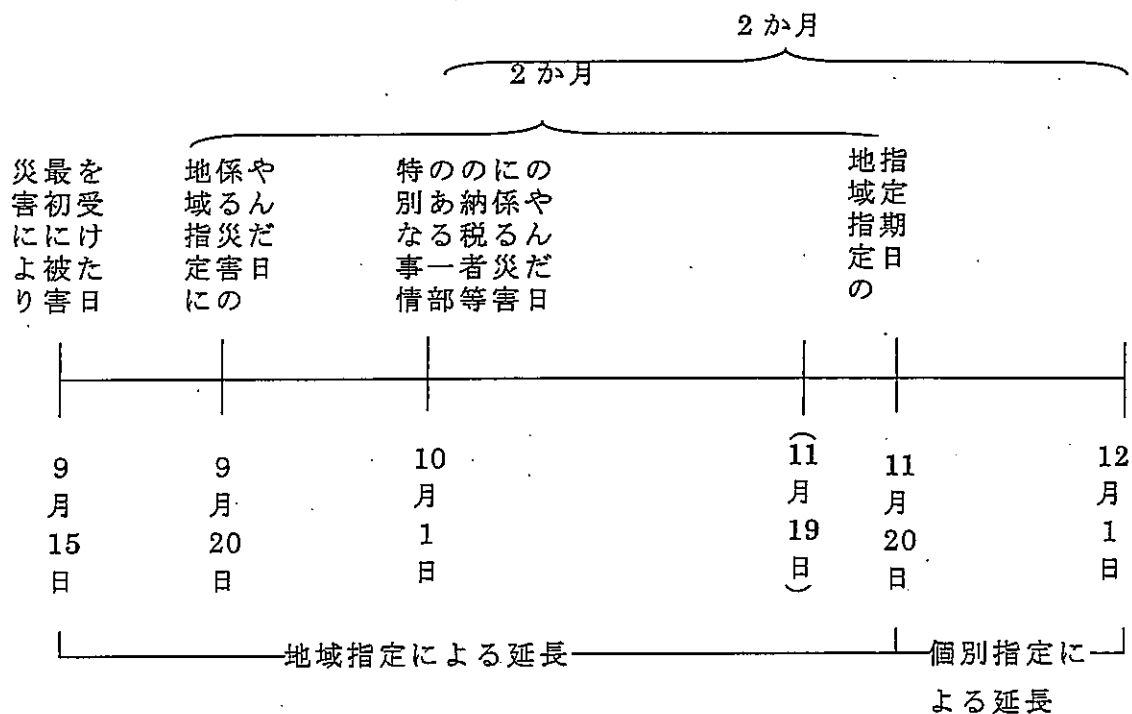
被災程度が特に著しいなど特別な事情のある一部の納税者等については、地域指定により延長された期限（7月20日が新たな法定期限となる。）を、8月20日を限度として個別指定により更に延長できる。

- (2) 地域指定に係る災害のやんだ日は、その地域内の納税者の大部分が申告、納付等の行為をするのに差支えないと認められる程度に復した日であるため、一部の納税者等においては、その災害のやんだ日が、地域指定に係る災害のやんだ日より後となる場合がある。この場合には、たとえ地域指定の指定期日が地域指定に係る災害のやんだ日の翌日から起算して2か月を経過する日であっても、特別な事情のある一部の納税者等については、これらの者に係る災害のやんだ日の翌日から起算して2か月を経過する日を限度として、地域指定により延長された期限を個別指定により更に延長することができる。

(例)

地域指定により 9月15日から11月15日までの間に
到来する期限を 11月20日まで延長

災害により最初に被害を受けた日	9月15日
災害のやんだ日	9月20日
特別な事情のある一部の納税者等に 係る災害のやんだ日	10月1日



特別な事情のある一部の納税者等については、地域指定により延期された期限（11月20日が新たな法定期限となる。）を、12月1日を限度として個別指定により更に延長できる。

- 3 被災地域の一部について地域指定により期限が延長された場合において、指定地域以外の地域の納税者等につき個別指定による期限の延長を行うときは、指定地域内の納税者等の被災程度及び地域指定による指定期日を十分勘案の上各納税者等間の権衡に留意して期日を指定する。

第5節 通法第11条以外の規定による期限の延長との関係

第1款 法人税

法人税の確定申告書の提出期限については、次による。

- 1 地域指定による期限の延長があった場合で、その延長された期限までに決算が確定しないため確定申告書を提出することができないと認められるときは、延長された期限を法法第75条第2項《確定申告書の提出期限の延長》に規定する申請書の提出期限として同条（第5項を除く。）の規定を適用することができる（法法第145条において準用する場合を含む。）

この場合、税務署長は遅滞なく延長又は却下の処分を行う。

- 2 地域指定により期限が延長された場合を除き、個別指定による期限の延長を受けるかは、法人が選択できることになっている。従って、法人がそのいずれを選択するかについては、決算確定の予定時期と個別指定を受ける場合の指定期日との関係、利子税等を勘案して、いずれか有利な方法をとることができるよう十分指導する。
- 3 法法第75条の2第1項《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定の適用を受けて申告期限を延長されている法人が、事業年度終了の日の翌日から起算して2か月を経過した日前に災害を受けた場合には、その法人の申請に基づき、当該事業年度に限り同項の規定の適用を排除して、法法第75条又は通法第11条の規定により申告期限を延長することができる。（法法第75の2⑦）。

また、法法第75条の2第1項の規定の適用を受けて申告期限を延長されている法人が、一の事業年度（法法第75条の2第7項の規定の適用を受けた事業年度を除く。）につき災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合には、同条第1項の規定により延長された当該事業年度の申告期限を、法法第75条又は通法第11条の規定により更に延長することができる（法法第75の2⑧）。

第2款 酒税等

- 1 酒税法等の規定による酒税等の納期限の延長については、通法第11条《災害等による期限の延長》の規定による延長後の納付の期限の翌日から起算する。
- 2 酒税法等の規定により納期限を延長した酒税等の延長後の納期限が通法第11条の規定により更に延長された場合において、納期限の延長の担保として提供された担保物件又は保証人の担保価値が災害により減少したときは、通法第51条第1項《担保の変更等》の規定により担保価値が減少したことによる担保不足額分の増担保の提供等の命令を行うことになるのであるが、過去における納付の状況等からみて滞納となるおそれのないと認められる者については、強いて命令は行わないこととする。

第3款 不服申立て

- 1 天災その他やむを得ない理由により所定の期間内に不服申立てをすることができなかった場合には、通法第77条第3項《不服申立期間の延長》の規定に基づき、格別の手続を要しないで、やむを得ない理由のやんだ日の翌日から起算して7日以内に不服申立てをすることができる。
- 2 不服申立ての期間についても通法第11条に規定する期限の延長の適用があるが、その期限の延長と通法第77条第3項に規定する不服申立期間の延長との関係は、次のとおりである。
 - (1) 通法第11条の規定により不服申立ての期限が延長された場合における不服申立ての期限は、通法第77条第3項の規定にかかわらずその指定された期日となる。
 - (2) 通法第11条の規定による期限の延長がない場合であっても、通法第77条第3項に定める要件を満たすときは、上記によりやむを得ない理由のやんだ日の翌日から起算して7日以内に不服申立てをすることができる。

第6節 納期限の延長等に伴う徴収関係の取扱い

第1款 納付委託中の国税、振替納税に係る国税の特例

- 1 地域指定又は個別指定により法定納期限が延長された場合には、当該延長された期限が法定納期限となる。従って、延長された後の法定納期限を経過するまでは、督促等を行うことはできない。
- 2 地域指定をした地域の納税者又は個別指定をした納税者が、通法第55条第1項第1号及び第2号の規定により納付委託している場合で、その委託に係る国税の納税の猶予又は滞納処分に関する猶予の期限若しくは納期限が延長期間内に到来するものであるときは、速やかにその納付委託に係る証券を取戻し、納税者に書換えさせる。
- 3 地域指定をした地域の納税者又は個別指定をした納税者で、振替納税制度を利用しており、税務署からその納税者に係る納付書を金融機関に送付してあるときは、速やかにその送付先の金融機関に連絡して納付書の返れいを受け、改めて原則として延長期間の5日前までに納付書を送付する。この場合、納税者に対し通法第46条1項の納税の猶予を受けるかどうか、延長期間において振替納税を実施するかどうかを確認するほか、金融期間と振替日について事前に協議する等配慮する。

第2款 延滞税及び利子税の取扱い

- 1 通法第11条の規定に基づき、地域指定又は個別指定により国税の納期限を延長した場合（法第75条又は第75条の2の規定による延長期間を更に延長した場合を含む。）には、その国税に係る延滞税及び利子税のうち、その延長した期間に対応する部分の金額は免除する。（通法63②、64③）。
- 2 災害被災者が、災害により申告又は納付のできなかった場合で、災害によるやむを得ない理由のやんだ日以後7日以内に納付（未申告のものについては、申告及び納付）されたときに限り、災害のあった日から納付のあった日までの延滞税は免除する。この場合一部納付がされた場合には、その納付額に対応する部分の延滞税を免除する（通法第63⑤三、四、通令26の2二）。

- 3 法第 75 条第 1 項の規定により法人税確定申告書の提出期限を延長した場合には、その法人税に係る利子税は免除しない。

第 3 章 災害による納税の猶予

第 1 節 納税の猶予の概要

納税者が災害により被害を受けた場合における納税の猶予は、納税者がその財産に受けた損失が、相当な損失の場合の納税の猶予と、通常の納税の猶予とで異なり、その相違点の概要は、次のとおりである。

	適用 条文	納税の猶予 が受けら れる場合	納税の猶予 が受けら れる国税	納税の猶予 が受けら れる金額	納税の 猶予期間	担保の 要否
相当な損失を受けた場合の納税の猶予	通法 46 ①	納税者がその財産につき相当な損失を受けたとき（相当な損失とは、おおむね 20% 以上の損失をいう。）。	納期限が、損失を受けた日以後に到来する国税	原則として 該当国税の 全額	1 年以内。ただし、1 年以内に納付困難な場合は、その納付困難と認められる金額を限度として、下の欄の納税の猶予（通算 3 年以内）が受けられる。	不要
通常の納税の猶予	通法 46 ② 一、 五、 ⑦	納税者がその財産につき被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないとき。	すべての 国 税	災害に基因して納付困難と認められる金額を限度とする。	原則として、1 年以内であるが、納付困難の場合は、通算して 2 年まで納税の猶予期間を延長することができる。	原則として要する。

第 2 節 納税の猶予の手続と処理

第 1 款 相当な損失を受けた場合の納税の猶予（通報 46①）

納税者が、災害によりその財産につき相当な損失を受けたとき受けられる納税の猶予は次のとおりである。なお、この場合の相当な損失とは、災害による損失の額が納税者の全積極財産の価額に占める割合が、おおむね 20% 以上の場合をいう。

1 納税の猶予が受けられる国税

納税の猶予が受けられる国税は、次に掲げる国税で損失を受けた日以後 1 年以内に納付すべきものをいう。

- (1) 源泉徴収等による国税、申告納税方式による酒税等（保稅地域からの引取りに係るものにあつては、石油法第 17 条第 3 項《引取りに係る原油等についての石油税の納付》の規定により納付すべき石油税に限る。）入場税、航空機燃料税、電源開発促進税、有価証券取引税及び印紙税

災害のやんだ日の属する月の末日以前に納税義務が成立し、その納期限（納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限）が損失を受けた日以後に到来するもののうち猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

- (2) 所得税（予定納税額を除く。）法人税（中間納付額を除く。）、相続税、贈与税等(1)に掲げる国税以外の国税

災害のやんだ日以前に納税義務が成立し、その納期限が損失を受けた日以後に到来するもののうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額が確定したもの

- (3) 所得税の予定納税額及び法人税の中間納付額等

災害のあった日の属する年分若しくは事業年度分の予定納税に係る所得税又は中間申告若しくは退職年金等積立金中間申告により納付すべき法人税（中間申告等の提出がなかったことによる決定により納付すべき法人税、当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正により納付すべき法人税を含む。）で、その納期限が損失を受けた日以後に到来するもの

2 納税の猶予の手續

- (1) 災害のやんだ日から 2 か月以内に、「納税の猶予申請書」（別紙様式第 4 号）（省略）及び「被災明細書」（別紙様式第 5 号）（省略）を提出させる。
- (2) 納税の告知のされていない源泉徴収等による国税については、納税の猶予申請書に、その猶予を受けようとする月分の徴収高計算書（所法 220、有取法 11 の 2①、通行規 2①参照）を添付して提出させる（通令 15④）。
- (3) 登法第 24 条第 1 項《免許等の場合の納付の特例》に規定する登録免許税については、納税の猶予申請書に、その猶予を受けようとする登録免許税の課税の基因となる登録、特許、免許、許可、指定又は技能証明がされたことを明らかにする書類を添付して提出させる（通令 15⑥）。
- (4) 担保の提供は、要しない。

3 納税の猶予の処理

納税の猶予申請書の提出があつた場合には、災害による損失の状況により、原則として、次の基準により納期限（納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限）から 1 年以内の期間、納税の猶予を行うものとするが、「4 納税の猶予基準の特例」により納税の猶予をしても差支えない。この場合、保険金又は損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされた金額があるときは、その損失の額から控除する。

なお、所得税の予定納税額又は法人税の中間納付額（更正若しくは決定又は修正申告に係る中間納付額を含む。）について、上記の納税の猶予基準により定めた猶予期限がその確定申告書の法定申告期限後となる場合には、納税の猶予期限はその法定申告期限ま

でとする（通令 13②）。

(1) 全 損 1 年

この全損とは、災害による被災額がその者の全財産（積極財産をいう。以下同じ。）の額の 50%を超える場合をいう。

(2) 半 損 8 か月

この半損とは、災害による被災額が、その者の全財産の額の 20%から 50%までにわたる場合をいう。

なお、その者の被災状況により、2 か月以内に納税の猶予期間を延長し、又は短縮することができる。

4 納税の猶予基準の特例

(1) 個人（個人に類似する法人も含む。）の場合

被災区分	被災の程度	納税の 猶予期間	備考
1 住宅の損壊 この住宅には、 住宅と同一の場所 にある自己の事務 所、工場及び納屋 等（貸家を除く。） を含むものとする。 なお、被災の程 度の判定に当って は、その者が所有 するそれらのもの を総合したところ により行うものと する。（2 以下の 場合も同様とす る。）	(1) 全壊（全流失） 全壊とは、倒壊 し、又は外形上大 破して改築しな ければ居住等が できないような 状態をいうが、住 宅の被災がおお むね 50%を超え る場合をいうこ ととしても差支 えない。	1 年	

被災区分	被災の程度	納税の 猶予期間	備考
2 家財の流失、き損	(2) 半壊 半壊とは、はなはだしく被災したが、補修すれば再び使用できる状態をいい、住宅の被災がおおむね20%から50%までの場合をいうこととしても差支えない。	8 か月	被災の状況に応じ、権衡を失しないよう 2 か月以内の範囲でその期間を延長し、又は短縮することができる。
	(3) 床上浸水	4 か月	同 上
	(4) 床下浸水	—	床下浸水の場合で、その原状回復までに相当の手数と経費を必要とする場合は、最高 2 か月を限度として被災の状況に応じて納税の猶予期間を定めて差支えない。
	(1) 全損 全損とは、家財の被災がおおむね50%を超える場合をいう。	8 か月	被災の状況に応じ、権衡を失しないよう 2 か月以内の範囲でその期間を延長し、又は短縮することができる。
	(2) 半損 半損とは、家財の被災がおおむね20%から50%までの場合をいう。	4 か月	同 上

被災区分	被災の程度	納税の 猶予期間	備考
3 田、畑の流失又は埋没等（農業用機械器具の流失、き損等を含む。）	(1) 全損 全損とは、田、畑及び農業用機械器具の被災がおおむね 50%を超える場合をいう。	1 年	農作物等の生産により、その生計（法人の場合は事業とする。以下同じ。）の 50%以上を維持している場合に限るものとし、それによる生計の維持が 50%未満であるときは、その生計の維持割合に 2 を乗じて得たものを左の納税の猶予期間に乘じて計算した月数（1 か月未満の端数は 1 か月とする。）の期間に短縮する。
	(2) 半損 半損とは、田、畑及び農業用機械器具の被災がおおむね 20%から 50%までの場合をいう。	8 か月	1 農作物等の生産により、その生計（法人の場合は事業とする。以下同じ。）の 50%以上を維持している場合に限るものとし、それによる生計の維持が 50%未満であるときは、その生計の維持割合に 2 を乗じて得たものを左の納税の猶予期間に乘じて計算した月数（1 か月未満の端数は 1 か月とする。）の期間に短縮する。 2 被災の状況に応じ、権衡を失しないよう 2 か月以内の範囲でその期間を延長し、又は短縮することができる。

被災区分	被災の程度	納税の 猶予期間	備考
4 農作物の冠水、 倒伏及び流失等	(1) 全損 全損とは、農作物等のその年中の減収見込みがおおむね 50%を超える場合をいう。 (2) 半損 半損とは、農作物等のその年中の減収見込みがおおむね 20%から 50%までの場合をいう。	8 か月 4 か月	被災区分 3 の(1)の備考と同じ。 被災区分 3 の(2)の備考と同じ。
5 上記以外の固定 資産及びたな卸資産 の流出、き損等 このたな卸資産 には、製品、半製品、 養殖真珠、かき、のり等 を含むものとする。	(1) 全損 全損とは、固定資産及びたな卸資産の被災がおおむね 50%を超える場合をいう。 (2) 半損 半損とは、固定資産及びたな卸資産の被災がおおむね 20%から 50%までの場合	1 年 8 か月	営業者等でその営業等により生ずる収入により、その生計の 50%以上を維持している場合に限るものとし、それによる生計の維持が 50%未満であるときは、その生計の維持割合に 2 を乗じて得たものを左の納税の猶予期間に乗じて計算した月数（1 か月未満の端数は 1 か月とする。）の期間に短縮する。 1 営業者等でその営業等により生ずる収入により、その生計の 50%以上を維持している場合に限るものとし、それによる生計の維持が 50%未満

被災区分	被災の程度	納税の 猶予期間	備考
	をいう。		であるときは、その生計の維持割合に2を乗じて得たものを左の納税猶予期間に乘じて計算した月数(1か月未満の端数は1か月とする。)の期間に短縮する。 2 被災の状況に応じ、権衡を失しないよう2か月以内の範囲でその期間を延長し、又は短縮することができる。

- (注) 1 個人に類似する法人とは、売上金額による階級区分が5階級以下の法人とする。
- 2 被害を受けた建物又は施設等の下の土地に埋没、き裂、土砂のたい積等があり、その建物又は施設等の復旧工事を行うため、まず、その土地の回復工事を必要とする場合においては、その回復費用は当該建物又は施設等の基礎工事の補修費用(その納税者の負担に係る額の範囲に限る。)として建物又は施設等の損害額に含める。

(2) 法人（個人に類似する法人を除く。）の場合

被災区分	被災の程度	納税の 猶予期間	備考
1 総資産の額のうち有形固定資産及びたな卸資産の額の占める割合が 50 % 以下の場合	(1) 有形固定資産及びたな卸資産の額に対する被災額の割合が 20 % から 50 % までの場合	8 か月	被災の状況に応じ、2 か月以内の範囲でその期間を延長し、又は短縮することができる。
	(2) 有形固定資産及びたな卸資産の額に対する被災額の割合が 50 % を超える場合	1 年	
2 総資産の額のうち有形固定資産及びたな卸資産の額の占める割合が 50 % を超える場合	(1) 有形固定資産及びたな卸資産の額に対する被災額の割合が 10 % から 25 % までの場合	8 か月	被災の状況に応じ、2 か月以内の範囲でその期間を延長し、又は短縮することができる。
	(2) 有形固定資産及びたな卸資産の額に対する被災額の割合が 25 % を超える場合	1 年	

(注) 1 (1)の(注) 2に同じ

2 有形固定資産及びたな卸資産の定義

(1) 有形固定資産とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38.11.27 大蔵省令第 59 号）第 22 条《有形固定資産の範囲》に規定する資産及び第 31 条《投資、資産の範囲》に規定する投資その他の資産のうち、投資の目的で所有する不動産をいう。

(2) たな卸資産とは、商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）、半製品、仕掛品（半成工事を含む。）、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のものその他前記資産に準ずるものをいう。（法令 10）。

3 被災割合の算出方法

被災割合を算出する場合における総資産の額、有形固定資産の額、たな卸資産

の額及び被災資産の額は、時価より算出する。ただし、被災法人の資産が膨大である等のため、時価によることが困難な場合には、帳簿価格によって差支えない。

5 相続、合併の納税の猶予

災害による被害を受けた後その納税者につき、相続の開始又は合併があった場合には、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が納付する承継税額についても、「相当な損失を受けた場合の納税の猶予」が認められる。

この場合には、その被相続人又は被合併法人から継承した財産（積極財産）及び災害により全損となった継承すべきであった財産の合計額に対し受けた被害割合に応じ、上記「3 納税の猶予の処理」又は「4 納税の猶予基準の特例」により定めた期間、納税の猶予をする。

6 納付困難の場合の取扱い

- (1) 納期限未到来の国税について、相当な損失の場合の納税の猶予を受けている納税者が、被害に基因して、その納税の猶予期間内に納税の猶予税額の全部又は一部を納付することができないときは、申請により、担保を提供して（納税の猶予税額が 50 万円以下の場合又は担保を提供することができない特別の事情があるときは担保は要しない。）その納付を困難とする金額を限度として、既に受けている納税の猶予とは別に、更に 1 年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられる（通法 46②後段）。

また、上記の猶予期間内に、猶予した金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、申請により、上記の猶予期間と通算して 2 年を限度として納税の猶予期間を延長することができる（従って、当初の納税の猶予と通算すれば最高 3 年となる。）（通法 46⑦）。

- (2) 納税の猶予の手続、処理等については、第 2 款「通常の納税の猶予」に準ずる。

この場合、源泉徴収等による国税については、徴収高計算書の添付を要しない。

第2款 通常の納税の猶予（通法 46②一、五）

納税者が、災害によりその財産につき損失を受けた場合において、その損失が相当な損失でないこと等によって第 1 款による納税の猶予を受けられなかったときにも、一定の要件の下に通法第 46 条第 2 項の納税の猶予（以下「通常の納税の猶予」という。）を受けることができる。通常の納税の猶予の取扱いについては、納税の猶予等の取扱要領に定めるところであるが、その概要は次のとおりである。

1 納税の猶予が受けられる場合

納税者がその財産につき災害を受けたことに基づき、国税を一時に納付することができないと認められるときで、かつ、担保の提供があったときに受けられる。ただし、次のいずれかに該当する場合には、担保を徴しないことができる。

- (1) 納税の猶予に係る税額が 50 万円以下である場合（通法 46⑤ただし書）
- (2) 担保を徴することができない特別の事情がある場合（通法 46⑤ただし書）

この場合の「特別の事情」とは、通法第 50 条各号《担保の種類》に掲げる担保を有していないとき、担保を徴することにより事業の継続又は生活の維持に著しい支障を与えると認められるとき等をいう。

- (3) 納付委託に係る有価証券の提供により、納税の猶予に係る国税につき担保の提供の

必要がないと認められるに至った場合（通法 55④）

この「必要がないと認められるに至った場合」とは、納付委託を受けた証券の取立てが最近において特に確実であって、不渡りとなるおそれが全くないため、委託に係る国税が確実に徴収できると認められるとき等をいうものとする。

- (4) 納税の猶予に係る税額が比較的少額で、かつ、納税者の納税の誠意及び資力の状況等から判断して、担保を徴しないこととしても徴収上支障のないことが明らかであると認められる場合

2 納税の猶予が受けられる国税

納税の猶予が受けられる国税は、災害を受けたことに基づいて国税を一時に納付することができないと認められるときの、その納付することができないと認められる金額を限度とする（納税の猶予等の取扱要領第 2 章第 1 節 2 参照）。

この「災害を受けたことに基づいて納付することができない」とは、災害を受けたことにより納税者に資金の支出又は損失があり、その資金の支出又は損失のあることが国税を一時に納付することができないことの原因になっていることをいう。

また、「国税を一時に納付することができない」とは、納税者に納付すべき国税の全額を一時に納付する資金がないこと、又は資金があってもそれによって一時に納付した場合には納税者の生活の維持若しくは事業の維持に著しい支障が生ずると認められることをいう。この場合において、納付困難であるかどうかは、現在納付能力調査（納税の猶予等の取扱要領第 7 章第 2 節）に基づいて判定する。

3 納税の猶予の手続

納税の猶予を受ける場合の手続は、次のとおりである。

- (1) 納税の猶予を受けようとする納税者に、納税の猶予申請書（納税の猶予等の取扱要領様式 1）を提出させる。

なお、通常の納税の猶予には、申請に関する期間制限がないので、いつでも納税の猶予の申請をすることができる。

- (2) 納税者が次に掲げる国税について通常の納税の猶予を受けようとする場合には、それぞれ次に掲げる書類を申請書に添付しなければならない（通令 15④、⑥）。

イ 納税の告知がされていない源泉徴収等による国税の場合

所法第 220 条《源泉徴収に係る所得税の納付手続》に規定する計算書、有取法第 11 条の 2 第 1 項《特別徴収による納付》に規定する徴収高計算書又は通行規第 2 条第 1 項《通行税の納付の方法》に規定する計算書

ロ 登法第 24 条第 1 項《免許等の場合の納付の特例》に規定する登録免許税の場合
登録免許税の課税の基となる登録、特許、免許、認可、指定又は技能証明がされたことを明らかにする書類

4 納税の猶予の処理

- (1) 納税の猶予申請書の提出があった場合には、「2.納税の猶予が受けられる国税」により一時に納付することができないと認められる金額を計算し、1 年以内の期間を限り納税の猶予を許可する。この場合において、具体的な猶予期間及び猶予期間中における毎月の納付予定金額等については、見込納付能力調査（納税の猶予等の取扱要領第 7 章第 3 節）の結果に基づいて定めるものとする。

なお、納税の猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき納税の猶予をした期間と合せて2年を超えることができない（通法46⑦）。

- (2) 担保を徴する場合において、納税の猶予に係る国税につき滞納処分により差押えた財産があるときは、その担保の額は、納税の猶予をする金額からその財産の価額（当該財産の価額のうち、国税への充当見込額に限る。）を控除した額を限度として徴する。（担保の種類、担保の徴取手続等については、納税の猶予等の取扱要領第4章第2節参照）。

第3款 共通事項

1 納税の告知のされていない源泉徴収等による国税の特例

- (1) 納税者から、納税の猶予申請書に徴収高計算書を添付して提出された場合には、納税の猶予の要件に該当するかどうかを調査し、その要件に該当することが認められたときは、徴収高計算書にその旨を記載し、猶予の決裁を受ける。
- (2) その猶予をした国税の法定納期限を経過したときは、徴収決議書（(1)の徴収高計算書を添付）により、その国税について納税告知書を発行する。この場合、納税告知書に記載する納期限は、通令第8条第1項《納税の告知に係る納期限等》の規定により納税告知書を発する日の翌日から起算して1か月を経過する日を記載し、また、その下部余白に納税の猶予をした旨及びその猶予期限を付記する（通令15⑤）。

2 納税の猶予の通知

納税の猶予をする場合には、納税の猶予について決裁を了した上、納税の猶予許可通知書（別紙様式第6号（省略）又は納税の猶予等の取扱要領様式2）により納税者に通知する（通法47①。なお、上記の通知は、保証人及び担保財産の権利者（納税者を除く。）がある場合には、これらの者にも書面により通知するものとする。）。また、申請書の提出があった場合において、納税の猶予に該当しないときは、決裁を了した上、納税の猶予をしない旨を納税の猶予不許可通知書（別紙様式第7号（省略）又は納税の猶予等の取扱要領様式3）により納税者に通知する（通法47②）。

ただし、許可事務を災害地で行う場合で、迅速に処理する必要があるときには、申請どおり許可する場合に限り、口頭で通知し、その旨を申請書に記載して事後決議を行っても差し支えない。

3 督促及び滞納処分

納税の猶予をしたときは、その猶予の期間内は、その猶予に係る国税について、督促及び新たな滞納処分（参加差押を含む。）をすることができない（通法48①。ただし、交付要求は猶予期間中であってもすることができることに留意する。）。

また、災害による被災地域の納税者で、被害を受けたと認められる納税者については、納期限の延長及び納税の猶予の申請書の提出がない場合であっても、災害のやんだ日から2か月以内は督促を見合わせるものとする。

4 差押えの解除

納税の猶予に係る国税につき、既に差し押さえた財産がある場合には、納税の猶予を

受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる（通法 48②）。

上記の場合において、差押えを解除することができるのは、おおむね次に掲げる場合であって、差押えの解除ができる範囲は、税務署長において相当と認める範囲とする。

- (1) 担保の価額と差押財産の処分予定価額との合計額が納税の猶予に係る国税の未納額を著しく超過することとなった場合
- (2) 差押えを継続することにより、納税者の事業の継続又は生活の維持に著しい支障があると認められる場合
- (3) 納付委託に係る有価証券の提供により、納税の猶予に係る国税の徴収が確実であると認められる場合
- (4) 納税の猶予に係る国税の額が比較的少額で、かつ、納税者の納税の誠意及び資力の状況等から判断して、差押えを解除することとしても徴収上支障のないことが明らかであると認められる場合

5 納税の猶予の取消し

納税の猶予を受けたものが、繰上請求の事由に該当することになり、納税の猶予にかかる国税をその猶予期間内に完納することができないと認められるとき、税務署長の行った担保の変更等の命令に応じないとき及び財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるときには、納税の猶予を取消し又は納税の猶予期間を短縮することができる（通法 49①）。別紙様式第 8 号（省略）又は納税の猶予等の取扱要領様式 4「納税の猶予取消通知書」による。なお、納税の猶予等の取扱要領第 5 章第 1 節参照。）。この場合には、決裁を了した上、その旨を納税者に通知しなければならない（通法 49③）。

なお、納税の猶予について、その取消し又は猶予期間の短縮をする場合には、納税の猶予を受けた者が通法第 38 条第 1 項各号（繰上請求）に掲げる事実該当するとき及び正当の理由がなく弁明しないときを除き、あらかじめ納税の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない（通法 49②）。

6 過誤納金等の還付

- (1) 災害により損失を受けた納税者に還付すべき過誤納金等があるときは、速やかに還付（充当）の手続を行うものとするが、なお、次に留意する。

イ 所得税又は法人税の確定申告書による還付金で、還付を留保しているものについても、特に支障のある場合を除き、速やかに還付するものとする。

ロ 災害後に過誤納金等が生じ、他に納付すべき国税がある場合で、その納付すべき国税について通法第 46 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号及び第 5 号（第 1 号の事実に関連する場合に限る。）の規定により納税の猶予をする場合には、その国税に充当しないで、直ちに還付するものとする。

- (2) 地域指定による延長及び個別指定による延長を受けた納税者が、その指定された期日前に還付を受けるための申告書を提出した場合には、その提出があった日を当該申告書の提出期限とみなして、還付加算金の計算を行うものとする。
- (3) 災害により納税者が国税還付金支払通知書を亡失又はき損した場合には、納税者から国税還付金支払通知所亡失（き損）届書を提出させ、再発行の処理をする。

第3節 納期限の延長と納税の猶予との関係

- 1 通法第11条《災害等による期限の延長》の規定による期限の延長と同法第46条《納税の猶予の要件等》の規定による納税の猶予とは、同一の災害につき重複して適用することを妨げるものではないから、納期限の延長を認められた国税について、更に納税の猶予を認めることができることに留意する。
- 2 災害により被害を受けた納税者に対する通法第11条《災害等による期限の延長》と同法第46条《納税の猶予の要件等》の規定の適用については、まず同法第11条の規定を適用し、次いで同法第46条の規定を適用することを留意する。従って、納税者が同法第46条の規定による納税の猶予を受けている場合には、まず同法第11条により猶予期限の延長の処理をし、次いで同法第46条第2項の納税の猶予をすることができる。

第4章 租税の軽減免除等

災害により、被災者が受けられる申告所得税の軽減免除、源泉所得税の徴収猶予及び還付、法人税の軽減免除、相続税及び贈与税の軽減免除、酒税等の控除及び還付並びに自動車重量税の還付の概要、手続及び処理の要領は、次のとおりである。

第1節 申告所得税

第1款 軽減免除の概要

申告所得税についての軽減免除には、所法の規定によるものと、災免法の規定によるものがあるが、その概要は次のとおりである。

1 所法の規定によるもの

(1) 損失の取扱い

損害を受けた資産の種類等の別に応じ、それぞれ次のように取り扱われる（所法 51

①、③、④、62①、70①、②、71①、72①）（省略）。

(2) 耐用年数の短縮

耐用年数の短縮は、災害を受けた青色申告書を提出する個人の有する減価償却資産につき、その資産の存する地盤の隆起又は沈下等により、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく（10%以上）短いこととなった場合に国税局長の承認を受けたときに認められる（所令 130①二）。

2 災免法の規定によるもの

住宅や家財について損害を受けた場合には、その損害額が、① 住宅や家財の価格の2分の1以上で、かつ、② 損害を受けた日の属する年分の合計所得金額の見積額が600万円以下の場合に限り、災免法の規定に基づき、所得税の軽減免除が受けられるが、その取扱いは次による（災免法 2、3）（省略）。

(注) 1 「合計所得金額」とは、総所得金額、分離課税の土地等に係る事業所得等の金額、分離課税の短期譲渡所得の金額・長期譲渡土地所得の金額（譲渡所得の特別控除額がある場合には、その控除後の金額）、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいう。

なお、この「合計所得金額」には、租税特別措置法の規定によって分離課税とされ、あるいは確定申告を要しないこととされている次の所得は含まれない。

(1) 利子所得のうち

- イ 源泉分離課税を選択した定期預金などの長期性貯蓄の利子
- ロ 確定申告を要しないこととされている普通預金、通知預金、特定の別段預金などの短期性の預貯金の利子

(2) 配当所得のうち

- イ 源泉分離課税を選択した配当金及び証券投資信託の収益の分配金
- ロ 確定申告を要しないこととされている 1 銘柄につき 1 回に支払を受けるべき金額が 5 万円（配当の計算期間が 1 年以上のときは、10 万円）以下のいわゆる少額配当金

(3) 雑所得のうち源泉分離課税とされる割引債の償還差益

- 2 災害による損害額が、住宅又は家財の価額 2 分の 1 以上であるかどうかは、その者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族（その年分の総所得金額等が基礎控除の額に相当する金額以下である者）の所有する住宅の全部又は家財の全部につき、各別に判定する。この場合、損害額が住宅又は家財の価額の 2 分の 1 以上であるかどうかの判定の基礎には、資産の滅失等による除去等の付随費用は含まれない。

第2款 軽減免除の手続

申告所得についての軽減免除の手続には、所法の規定に基づくものと、災免法の規定に基づくものとがある。

1 予定納税額の減額申請

災害を受けた日が 6 月 30 日以前であるか 7 月 1 日以後であるかの別に応じ、それぞれ次のように取り扱われる（所法 111①、②、災免法 3）（省略）。

なお、減額申請の手続については、次の点に留意する。

- (1) 減額申請書の提出期限は、上の表（省略）のとおりであるが、①予定納税額の通知が 6 月 15 日（特別農業所得者にあつては 10 月 15 日）までになされなかった場合には、その通知の発せられた日の翌日から起算して 1 か月を経過した日まで（所法 111③）、また、②第 2 章により納期限等の延長があつた場合には、その延長された日まで、それぞれの提出期限が延長される。
- (2) 被災地域が農村地帯であり、その地域の農業所得者が災害のみを理由として予定納税額の減額申請を行う場合には、連記式による「年分所得税の予定納税額の減額申請書（農業所得者連記用）」（別紙様式第 10 号）（省略）によっても差し支えない。
- (3) 第 1 期分についての減額申請をすることができる時期に災害を受けた特別農業所得者にあつては、その時期における損失をも含めたところにより、10 月 31 日の現況によって、本年分の申告納税見積額を計算し、11 月 15 日までに減額申請ができる旨の周知を図るものとする。
- (4) (2)に掲げる農業所得で、災害等による損害だけを理由として提出する減額申請にあつては減額申請書に添付すべき「申告納税見積額の計算の基礎となる事実を記載した書類」（所法 112②）は、市町村長等の発行する被災証明書（被災資産の種類ごとの被災程度、被災面積等を記載したもの）で足りるものとする。

- (5) 損害を受けた資産が住宅、家財である場合には、所法に基づく雑損控除による軽減と災免法に基づく軽減免除とのどちらか有利な方を選択することができる。

なお、雑損控除を受けられる損害額が、その年分の総所得金額等の見積額よりも大きく雑損失の繰越控除を受けられる場合（所法 71）には、雑損控除による軽減を受けるほうが有利である。

2 確定申告による軽減免除

1 の軽減免除を受けたか否かにかかわらず、確定申告に際し所法による雑損控除による軽減又は災免法による軽減免除のいずれか有利な方法を選択することができる（当初の方法の変更もできる。）。

この場合、次の点に留意する。

- (1) 確定申告書等の用紙の送付に当たっては、これらに該当する者に漏れなく配付できるようにする。
- (2) 1 の軽減免除を受ける際に既に提出している被災証明書等の関係書類については、再度提出させるようなことのないようにする。

3 耐用年数の短縮承認申請

災害を受けたことにより減価償却資産の耐用年数の短縮の承認を受けようとする場合は、「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書」及び「承認を受けようとする耐用年数の算定の明細書」（申告所得税事務提要様式 740）等を所轄税務署長を経由して所轄国税局長へ提出する。

第3款 軽減免除の処理

1 予定納税額の減額申請

被災者から提出された予定納税額の減額申請書は、申告所得税事務提要（事務手続編）第 7 章第 4 節（予定納税額の減額申請の処理）の定めるところによるほか、次の点に留意し、速やかに処理する。

- (1) 所法による減額申請に係る申告納税見積額が、その承認により減額されるべき予定納税額の計算の基となった予定納税基準額又は申告納税見積額の 10 分の 7 に相当する金額以下とならない場合においてもすべて承認を与えるものとする（所法 113②一）。

この場合、申告納税見積額が 15 万円未満となる場合には、①第 1 期分からの減額申請であるときには、第 1 期分及び第 2 期分の予定納税額を、また、②第 2 期分の減額申請であるときには、第 2 期分の予定納税額を、それぞれないものとする（所法 114 ④）。

- (2) 8 月 1 日以後における災免法による減額申請の場合は、被害があった日の現況における申告納税見積額が、第 1 期分の予定納税額以下となるときは、第 1 期分の予定納税額を災害のあった日の現況における申告納税見積額に減額しても差し支えない。

(例)

被災月日	9月1日
予定納税基準額	510,000円
第1期分の予定納税額	170,000円
第2期分の予定納税額	170,000円
災免法による申告納税見積額	160,000円

(申告納税見積額) (第1期分)

160,000円 < 170,000円であるから、第2期分の予定納税額 170,000円は0となり、更に、第1期分の 170,000円のうち 10,000円(170,000円－160,000円)が減額され、170,000円が納付済であるときは、10,000円相当額が還付される。

(3) 申告納税見積額の計算に当たっては、経営規模等の変化等のある者を除き、前年分の総所得金額などを基とし、当該金額から被災事業用資産の損失額その他今後の所得の減少見込額を控除した額を、災害を受けた年分の総所得金額などの見積額としても差し支えない。

(4) 次に掲げる資産について生じた損失は、雑損控除の対象となる損失とする。

イ 権利金を支払って賃借している住宅が損壊したため、賃借権を放棄した場合における当該権利金の被災時現在の未償却残額に相当する金額。

ロ ピアノ、自動車等。ただし、構造、価額等からみて生活に通常必要でないと認められるもの、例えばグランドピアノ、高級乗用車、スポーツカー等を除く。

(注) 一個又は一組みの価額が5万円以下の貴金属類、書画、骨とう、美術工芸品等で生活の用に供されているものは、家財に含まれることに留意する(第1章第2節の6参照。)

(5) 雑損控除の対象となる損失には、交通事故等の人為的災害であっても雑損控除又は災免法の適用を受けようとする者の故意又は重大な過失に基づくものは、含まれない。

(注) 自己の放火は、含まれないことに留意する。

2 確定申告

被災者から提出された確定申告書については、通常一般の処理手順に従って処理する。この場合、還付金の生ずるものについては、早期還付に配慮する。

3 耐用年数の短縮承認

被災者から提出された耐用年数短縮の承認申請書は、申告所得税事務提要(事務手続編)第15章(諸申請等の処理)の定めるところによるほか、次の点に留意して処理する。

(1) 耐用年数の短縮承認申請書を署で受理したときは、①申請者が所要の記載事項を充たし、申請書としての法的要件を具備しているか、②明細書等が添付されているかどうかを検討し、不備の部分は申請者に補正させる。

(2) (1)の検討を了した申請書は、速やかに所轄国税局長に送付する。

(3) 国税局長から処分の通知書の送付を受けたときは、直ちに申請者にその通知書を送付する。

4 時期別災害被災者に対する所得税の納期限等の延長及び軽減免除一覧表

災害を受けた時期の別に応じ、災害被災者が受けられる納期限等の延長及び軽減免除は次の一覧表のとおりである（省略）。

第2節 源泉所得税

第1款 徴収猶予及び還付の概要

源泉所得税についての徴収猶予及び還付は、災免法の規定によるが、その概要は次のとおりである。

なお、源泉所得税については、災免法によるほか、第4章第1節に規定する雑損控除等の規定の適用がある。

（注） この節でいう「徴収猶予」とは、源泉徴収を延期することではなく、徴収猶予の期間中に支払を受けるべき給与等又は報酬・料金に対する源泉所得税の徴収を行わないことをいう。

1 給与所得者の場合

災害による損害の程度、災害を受けた者の見積所得金額、災害のあった日等によって、徴収猶予及び還付の取扱いは、次のように異なる。

（1） 災害による損害額が、住宅又は家財の価格の2分の1以上で、かつ、その年分の合計額の見積額が600万円以下の場合

その年分の合計所得金額の見積額等に応じ、次により給与等に対する源泉所得税について徴収猶予又は還付をする。

その年分の合計所得金額の見積額等		徴収猶予される金額	還付される金額	基礎法令
300万円以下の場合		災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与等につき源泉徴収をされる所得税額	その年1月1日から災害のあった日までの間に支払を受けた給与等につき源泉徴収をされた所得税額	災免法3② 災免令3の2①
300万円を超え 450万円以下の場合	（1）6月30日以前に災害を受けた場合	災害のあった日から6か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける給与等につき源泉徴収をされる所得税額	なし	災免法3② 災免令3の2②
	（2）7月1日以後に災害を受けた場合	災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与等につき源泉徴収をされる所得税額	7月1日から災害のあった日までの間に支払を受けた給与等につき源泉徴収をされた所得税額	災免法3② 災免令3の2③

その年分の合計所得 金額の見積額等		徴収猶予される金額	還付される金額	基礎法令
300万円 を超え 450万円 以下の場合	(3) (1)又は(2) に代えてこ の項による ことを選択 した場合	災害のあった日からその 年の12月31までの間に 支払を受ける給与等につ き源泉徴収をされる所得 税額の2分の1	その年1月1日から 災害のあった日まで の間に支払を受けた 給与等につき源泉徴 収をされた所得税額 の2分の1	災免法3② 災免令 3の2④
450万円 を超え 600万円 以下の場合	9月30日以前 に災害を受け た場合	災害のあった日から3か 月を経過する日の前日ま での間に支払を受ける給 与等につき源泉徴収をさ れる所得税額	な し	災免法3② 災免令 3の2⑤
	10月1日以後 に災害を受け た場合	この年の12月31日まで の間に支払を受ける給与 等につき源泉徴収をされ る所得税額	な し	災免法3② 災免令 3の2⑤

(注) 1 「300万円を超え 450万円以下の場合」の(1)及び「450万円を超え 600万円以下の場合」において、税務署長が必要があると認めたときは、その徴収猶予期間を延長することができる(災免令3の2⑥)。

2 上記の徴収猶予又は還付を受けていても、確定申告の際には、本人の選択により雑損控除の適用を受けることができる(所法72)。

3 「災害による損害額が住宅又は家財の価額の2分の1以上で、かつ、その年分の合計所得金額の見積額が600万円以下の場合」に該当しない場合であっても、その災害による損失について雑損控除の適用があると見込まれるときは、次の(2)により徴収猶予を受けることができる。

(2) (1)以外の場合

所法第72条の規定による雑損失及び所法第71条の規定による繰越雑損失の金額の範囲内で、当年及び翌年以降3年間の給与等に対する源泉所得税について徴収猶予する(災免法3④)。

なお、繰越雑損失の金額の範囲内で徴収猶予を受けることができるのは、繰越雑損失の金額がある旨の所得税の確定申告をしている場合に限る。

2 報酬・料金の支払を受ける者の場合

災害による損害の程度、災害を受けた者の見積所得金額、災害のあった日等によって、徴収猶予の取扱いは次のように異なる。

なお、報酬・料金の支払を受ける者の場合は、給与所得者の場合と異なり還付を受け

ることはできない。

- (1) 災害による損害額が住宅又は家財の価額の2分の1以上で、かつ、その年分の合計所得金額の見積額が600万円以下の場合

その年分の合計所得金額の見積額に応じ、次により報酬・料金に対する源泉所得税について徴収猶予する。

その年分の合計所得 金額の見積額	徴収猶予	基 礎 法 令
300万円以下の場合	災害を受けた日以後その年中に支払を受ける報酬・料金	災免法 3③ 災免令 8①一
300万円を超え 450万円以下の場合	(1) 6月30日以前に被害を受けた場合は、その災害のあった日から6か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける報酬・料金	災免法 3③ 災免令 8①二
	(2) 7月1日以後に被害を受けた場合は、その災害のあった日から、その年の12月31日までの間に支払を受ける報酬・料金	災免法 3③ 災免令 8①二
450万円を超え 600万円以下の場合	災害を受けた日から3か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける報酬・料金 ただし、10月1日以後に災害を受けた場合は、その年の12月31日までの間に支払を受ける報酬・料金	災免法 3③ 災免令 8①三

(注) 1 「300万円を超え 450万円以下の場合」の(1)及び「450万円を超え 600万円以下の場合」において、税務署長が必要であると認めたときは、その徴収猶予期間を延長することができる(災免令8②)。

2 上記の徴収猶予を受けていても、確定申告の災に、雑損控除の適用を受けることができる(所法72)。

3 「災害による損害額が住宅又は家財の価額の2分の1以上で、かつ、その年分の合計所得額の見積額が600万円以下の場合」に該当しない場合であっても、その災害による損失について雑損控除の適用があると見込まれるときは、次の(2)により徴収猶予を受けることができる。

(2) (1)以外の場合

所法第72条の規定による雑損失及び所法第71条の規定による繰越雑損失の金額の範囲内で、当年及び翌年以降3年間の報酬・料金に対する源泉所得税について徴収猶予する(災免法3④)。

なお、繰越雑損失の金額の範囲内で徴収猶予を受けることができるのは、繰越雑損失の金額がある旨の所得税の確定申告をしている場合に限る。

第2款 徴収猶予及び還付の手続

源泉所得税について徴収猶予又は還付を受けようとする者の手続は、次表に掲げるところによる。

徴収猶予、還付を受けようとする者の区分	徴収猶予、還付の内容	申請書の種類	申請書の提出先
給与所得者	(1) 災免法第3条第2項の規定による徴収猶予	「昭和 年分源泉所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与・報酬等」（以下「徴収猶予・還付申請書」という。）（源泉所得税事務提要（様式編）源 1416）	給与等の支払者を経由して当該支払者の所在地の所轄税務署長（日雇給与を受ける者は直接納税地の所轄税務署長）に提出
	(2) 災免法第3条第2項の規定による徴収猶予と還付	同 上	同 上
	(3) 災免法第3条第2項の規定による還付	同 上	直接納税地の所轄税務署長に提出
	(4) 災免法第3条第4項の規定による徴収猶予（雑損失の繰越控除がある場合）	「繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書」（以下「繰越雑損失がある場合の申請書」という。）（申告書得税事務提要様式 750）「繰越雑損失がある場合の申請書」に準ずる申請書	同 上
	(5) 災免法第3条第4項の規定による徴収猶予（雑損失の金額があると見積られる場合）	「繰越雑損失がある場合の申請書」に準ずる申請書	同 上
	(6) 災免法第3条第3項の規定による徴収猶予	「徴収猶予・還付申請書」	同 上
報酬・料金の所得者	(7) 災免法第3条第4項の規定による徴収猶予（雑損失の金額があると見積られる場合又は雑損失の繰越控除がある場合）	給与所得者の場合（(4)(5)）と同じ	同 上

第3款 徴収猶予及び還付の処理

源泉所得税の徴収猶予と還付については、その徴収猶予と還付の内容とに応じ、第2款《徴収猶予及び還付の手続》の表に掲げるそれぞれの申請書の提出を受けて処理する。

この場合の処理手続は、その申請書を「徴収猶予・還付申請書」又は「繰越雑損失がある場合の申請書」に区分し、それぞれ次による。

1 「徴収猶予・還付申請書」の処理

(1) 申請に係る留意事項

イ 災害により被害を受けた者等から源泉所得税の徴収猶予又は還付についての相談があった場合には、懇切丁寧にその処理手続について説明するとともに、なるべく早期に「徴収猶予・還付申請書」を提出するよう指導する。

なお、徴収猶予については、原則として税務署長の通知に基づき行うことになるのであるが、給与所得者から「徴収猶予・還付申請書」が給与等の支払者に提出されたときは、給与等の支払者に当該申請書の内容を検討させ、徴収猶予の適格者と認められる者については、当該申請書が提出された日後最初に支払う給与等に係る源泉所得税から徴収猶予を行わせても差し支えない。

ロ 「徴収猶予・還付申請書」の提出があった場合には、他の事務に優先して当該申請書の処理を行うこととし、申請書に記載された事項が不備であっても、そのことだけで却下することなく、書面照会又は実情調査を行う等迅速に処理する。

ハ 災害により損害を受けた給与所得者が徴収猶予を受けることができる金額は、第1款《徴収猶予及び還付の概要》の1の(1)の表の「徴収猶予される金額」欄に掲げる期間中の給与等で、「徴収猶予・還付申請書」を提出した日後に支払われるものに係る源泉所得税であるが、災害のあった日から相当期間経過後に当該申請書の提出があった場合又は提出についての相談があった場合において、その給与所得者に係るその年分の合計所得金額の見積額等が、次に該当するときは、それぞれ、次の金額につき徴収猶予又は還付することとしても差し支えない。

その年分の合計所得金額の見積額		徴 収 猶 予 す る 金 額	還 付 す る 金 額
300 万円以下の場合		申請書の届出があった日の翌日からその年の 12 月 31 日までの間に支払を受ける給与等につき源泉徴収される所得税額	その年 1 月 1 日から申請書の提出があった日までの間に支払を受けた給与等につき源泉徴収をされた所得税額
300 万円を超え 450 万円 以下の場合	(1) 7 月 1 日以後に災害を受けた場合	申請書の届出があった日の翌日からその年の 12 月 31 日までの間に支払を受ける給与等につき源泉徴収される所得税額	その年 7 月 1 日から申請書の提出があった日までの間に支払を受けた給与等につき源泉徴収をされた所得税額
	(2) (1)に代えてこの項によることを選択した場合	申請書の提出があった日の翌日からその年の 12 月 31 日までの間に支払を受ける給与等につき源泉徴収される所得税額の 2 分の 1	その年 1 月 1 日から申請書の提出があった日までの間に支払を受けた給与等につき源泉徴収をされた所得税額の 2 分の 1

(2) 給与所得者（日雇労務者を除く。）から申請があった場合の処理

イ 「徴収猶予・還付申請書」の整理簿への登載

「徴収猶予・還付申請書」の提出があった場合には、その処理を的確に行うため、すべて「一般事務整理簿（徴収猶予・還付の申請）（《自署分、給与・報酬の部》《他署分》）」（以下「整理簿」という。）源泉所得税事務提要（様式編）源 0103-3）に登載する。

ロ 他所管内に所得税の納税地を有する者の「徴収猶予・還付申請書」の移送

提出された「徴収猶予・還付申請書」のうち、申請者の所得税の納税地が他の税務署管内であるものについては、イにより整理簿（他署分）に登載した後「徴収猶予・還付申請書」の記載事項に不備な点がないかどうか及び還付税額についての源泉徴収義務者の証明に不備な点がないかどうかを検討し、不備な点はこれを補正させた上、「源泉所得税の徴収猶予・還付申請書送付書」（源泉所得税事務提要（様式編）源 1417）を添えて、申請者の所得税の納税地を所轄する税務署に移送する。

ハ 被害状況の調査の依頼

申請者の所得税の納税地と被災財産の所在地とが異なる場合には、所得税の納税地の所轄税務署長は、被災財産の所在地を所轄する税務署長に、適宜の様式により被害状況の調査を依頼し、その回答により処理を行う。

なお、調査の依頼に当たっては、その事績を「一般事務整理簿（被害状況の調査依頼等）」（源泉所得税事務提要（様式編）源 0103-6）に登載する。

ニ 申請の承認、却下の決裁

徴収猶予又は還付の承認又は却下の決裁は、「徴収猶予・還付申請書」の「税務署処理欄」により申請者の所得税の納税地を所轄する税務署長が行う。

ホ 申請の承認、却下の通知

徴収猶予又は還付の申請に対して、承認又は却下の決裁を了したときは、その処分の態様に応じ、それぞれ次により申請者及び源泉徴収義務者に通知する。

なお、この場合の通知は、申請者に対するものはすべて直接当該申請者あてに行う（源泉所得税の納税地が他の税務署管内に所在する源泉徴収義務者に対するものは当該源泉徴収義務者の源泉所得税の納税地を所轄する税務署長を経由して行う。）。

処 分 の 態 様		処 分 通 知	
		申 請 者	源泉徴収義務者
還 付	承 認	「昭和 年分源泉所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書」 (源泉所得税事務提要(様式編)源 1418) による。	通知しない。
	却 下	同 上	同 上
徴収猶予	承 認	同 上	「昭和 年分源泉所得税の徴収猶予に関する通知書」(源泉所得税事務提要(様式編)源 1420) による。
	却 下	同 上	同 上
還 付 と 徴収猶予	承 認	同 上	同 上
	却 下	同 上	同 上

へ 他の税務署管内に源泉所得税の納税地を有する源泉徴収義務者に対する通知書の移送

他の税務署管内に源泉所得税の納税地がある源泉徴収義務者に対する「源泉所得税の徴収猶予に関する通知書」は、「源泉所得税の徴収猶予に関する通知書の送付書」(源泉所得税事務提要(様式編)源 1421) を添付して当該源泉徴収義務者の源泉所得税の納税地を所轄する税務署に送付するものとし、当該送付を受けた税務署においては、その処理区分等を整理簿に登載した後、当該通知書を当該源泉徴収義務者に送付する。

(注) この場合に当該通知書の発信者となる税務署長名は、当該申請者の所得税の納税地を所轄する税務署長であるから留意する。

ト 「徴収猶予・還付申請書」の管理・徴収部門への回付

還付の承認の決裁を了したときは、当該「徴収猶予・還付申請書」を管理・徴収部門に回付する。当該「徴収猶予・還付申請書」は、管理・徴収部門で所要の処理を了した後、直ちに源泉所得税部門に返れいを受ける。

チ 「徴収猶予・還付申請書」の所得税部門への回付及び保管

申請者及び源泉徴収義務者に対する通知(源泉徴収義務者の源泉所得税の納税地

を所轄する税務署への送付を含む。)並びに管理運営部門への回付の処理を了した「徴収猶予・還付申請書」(添付書類を含む。)は、その処理の事績を整理簿に登載した後、所得税部門に回付し、所得税部門において保管する。

なお、源泉徴収義務者の源泉所得税の納税地を所轄する税務署においては、その処理の事績を源泉所得税調査簿の摘要欄に、「災免法による徴収猶予、還付承認(却下)何月何日処理、何某ほか何名分」のように記入する。

(3) 日雇労務者から申請があった場合の処理

イ 即日処理

所法第185条第1項第3号に規定する給与等の支払を受ける者から提出された申請書については、被災状況が不明のもの等、即日処理することができない場合を除き、原則として、その日に処理する。

ロ 「徴収猶予・還付申請書」の整理簿への登載

「徴収猶予・還付申請書」の提出があった場合には、その処理を的確に行うため、「一般事務整理簿(徴収猶予・還付の申請)《自署分、日雇給与の部》」(源泉所得税事務提要(様式編)源0103-4)に登載する。

ハ 被害状況の調査の依頼

(2)のハに準じて処理する。

ニ 申請の承認、却下の決裁

(2)のニに準じて行う。

ホ 申請の承認、却下の通知

徴収猶予又は還付の申請に対して、承認又は却下の決裁を了したときは、その処分の態様に応じ、次により申請者に通知する。

処分の態様		処 分 通 知
還 付	承 認	「昭和 年分源泉所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書」(源泉所得税事務提要(様式編)源1418)による。
	却 下	同 上
徴収猶予	承 認	「昭和 年分源泉所得税の徴収猶予証明書」(源泉所得税事務提要(様式編)源1419)による。
	却 下	「昭和 年分源泉所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書」による。
還 付 と 徴収猶予	承 認	「昭和 年分源泉所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書」及び「昭和 年分源泉所得税の徴収猶予証明書」による。
	却 下	「昭和 年分源泉所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書」による。

ヘ 「徴収猶予・還付申請書」の管理運営部門及び所得税部門への回付・保管
(2)のト及びチに準じて処理する。

(4) 報酬・料金の支払を受ける者から申請があった場合の処理

イ 「徴収猶予・還付申請書」写しの交付

報酬・料金の支払を受ける者から「徴収猶予・還付申請書」が提出された場合

には、直ちに「徴収猶予・還付申請書」の内容を検討し、徴収猶予の適格者と認められる者については、当該「徴収猶予・還付申請書」が提出された日後最初に支払う報酬・料金に係る源泉所得税から徴収猶予を行わせても差し支えない。

このため、当該適格者と認められる者に対しては、「徴収猶予・還付申請書」写しを交付する。

ロ 「徴収猶予・還付申請書」の整理簿への登載

「徴収猶予・還付申請書」の提出があった場合には、その処理を的確に行うため、「一般事務整理簿（徴収猶予・還付の申請）《自署分、給与・報酬の部》」（源泉所得税事務提要（様式編）源 0103-3）に登載する。

ハ 被害状況の調査の依頼

(2)のニに準じて処理する。

ニ 「徴収猶予・還付申請書」の承認、却下の決裁

(2)のニに準じて行う。

ホ 申請の承認、却下の通知

徴収猶予の申請に対して、承認又は却下の決裁を了したときは、その処分の態様に応じ、次により申請者及び源泉徴収義務者に通知する。

なお、この場合の通知は、申請者に対するものはすべて直接当該申請者あてに行う（源泉所得税の納税地が他の税務署管内に所在する源泉徴収義務者に対するものは、当該源泉徴収義務者の源泉所得税の納税地を所轄する税務署長を経由して行う。）。

処分の態様		処 分 通 知	
		申 請 者	源泉徴収義務者
徴収猶予	承 認	「昭和 年分源泉所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書」 源泉所得税事務提要（様式編）源 1418）による。	「昭和 年分源泉所得税の徴収猶予に関する通知書」（源泉所得税事務提要（様式編）源 1420 による。
	却 下	同 上	通知しない。

ヘ 他の税務署管内に源泉所得税の納税地を有する源泉徴収義務者に対する通知書の移送

(2)のへに準じて処理する。

ト 「徴収猶予・還付申請書」の管理運営部門及び所得税部門への回付・保管

(2)のト及びチに準じて処理する。

2 「繰越雑損失がある場合の申請書」の処理

(1) 所得税部門における事務

被災者から繰越雑損失がある場合の申請書が提出された場合は、所得税部門において速やかに次により処理する。

イ 申請内容の検討

申請が確定申告書の提出前になされたものについては、その申請書に基づき、又は申請が確定申告書の提出後になされたものについては、その申請書と提出されている確定申告書とに基づき、徴収猶予限度額等その申請の内容を検討する。

この場合、申請書に前々年以前からの繰越雑損失の金額が記載されているものについては、その繰越雑損失の金額が申告済みのものであるかどうかを繰越損失等整理台帳により確認する。

ロ 申請書写しの交付

確定申告書の提出前になされた申請については、その申請に対する処分が確定申告書の提出後でなければできないので、なるべく申請書写しの交付を行う。

申請書写しを交付する場合には、交付のときにおいて検討できる事項についてイにより検討し、補正を要するものについてはその場で補正を行わせた上、「繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書⑤」に証印して交付する。

なお、申請書写しを交付した場合は、申請書の整理欄に交付年月日を記載して交付の事績を整理する。

ハ 検討結果に基づく処理

検討結果に基づく承認又は却下の処理は、申請者からの確定申告書の提出を待つて次により行う。

(イ) 申請の承認又は却下

「繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請の（承認、却下）決議書」（申告所得税事務提要様式 751）を作成して決裁を受けた後、承認（一部承認を含む。）の場合は「源泉所得税の徴収猶予の承認通知書」（申告所得税事務提要様式 754）、（日雇給与の承認の場合は「源泉所得税の徴収猶予証明書」（申告所得税事務提要様式 753）により、却下の場合は、「源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書」（申告所得税事務提要様式 756）により申請者に通知する。

(ロ) 源泉徴収義務者に対する通知及び源泉所得税部門への連絡

源泉徴収義務者（日雇労務者に係るものを除く。）に対する通知及び源泉所得税部門に対する連絡については、「源泉所得税の徴収猶予承認の通知書」又は「源泉所得税の徴収猶予承認申請却下の通知書」（申告所得税事務提要様式 754、757）及び「繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予に関する連絡せん」（申告所得税事務提要様式 752）を作成し、源泉所得税の納税地を所轄する税務署の源泉所得税部門へ送付する。

（注） この場合に、当該通知書の発信者となる税務署長名は、当該申請者の所得税の納税地を所轄する税務署長であるから留意する。

(2) 源泉所得税部門における事務

源泉所得税部門においては、所得税部門から「源泉所得税の徴収猶予承認（又は承認申請却下）の通知書」又は「雑損失があることによる源泉所得税の徴収猶予に関する連絡せん」の送付を受けたときは、当該通知書又は連絡せんに基づき、当該承認を受けた申請者に係る源泉徴収義務者の源泉所得税調査簿の摘要欄に当該申請者の氏名、徴収猶予限度額及び徴収猶予開始の日を記載するとともに、送付された通知書は当該

源泉徴収義務者に送付する。

なお、通知書又は連絡せんの收受又は送付の事績は、整理簿に「雑損失分」と表示して記載し、その事績を明らかにする。

第4款 確定申告による徴収猶予等の精算

給与所得について徴収猶予又は還付を受けた場合には、その徴収猶予又は還付を受けた給与所得については、年末調整をしないですべて確定申告することとなっているが、この確定申告に際し、所法第72条の規定による雑損控除と災免法第2条の規定による所得税の軽減免除とのどちらか有利な一方を選択することができる。

また、徴収猶予、還付申請書を提出していない者であっても、確定申告に際し、所法第72条の規定による雑損控除と災免法第2条の規定による所得税の軽減免除とのどちらか有利な一方を選択することができる。

第3節 法人税

第1款 軽減免除の概要

法人税についての軽減免除は、法人税法の規定のみであり、概要は次のとおりである。

1 棚卸資産等の評価損の損金算入

法人の有する棚卸資産、固定資産又は繰越資産（法令第14条第1項第9号の繰越資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されるものに限る。以下この節において同じ。）が災害により著しく損傷したことにより、その資産の価額が帳簿価額に満たなくなった場合に、法人がその資産につき損金経理による評価減をしたときは、減額した金額は減額前の帳簿価額と評価減をした日の属する事業年度終了の時の価額との差額を限度として、損金の額に算入することができる（法第33②、法令68）。

2 災害による繰越損失金の損金算入

各事業年度の欠損金額のうち、災害により法人の有する資産につき生じた損失（災害損失）が含まれている場合には、その災害損失の額は青色申告の承認を受けていない法人でも当該事業年度開始の日後5年以内に開始する各事業年度に繰越して損金の額に算入することができる。（法第58、法令114～116）。

災害損失の額は、各事業年度の欠損金額のうち、法人の有する棚卸資産、固定資産又は繰越資産につき生じた次に掲げる損失の額の合計額に達するまでの金額である。この場合、保険金、損害賠償金等により補てんされるものは、災害損失の額に含まれない。

- (1) 災害により資産が滅失し若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴い当該資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（当該滅失、損壊又は価値の減少による当該資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含む。）。
- (2) 災害により資産が損壊し又はその価値が減少し、その他当該資産を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日の前日までに当該資産の原状回復のために支出する修繕費、土砂その他の障害物の除去に要する費用、その他これらに類する費用（その損壊又は価値の減少を防止するために支出する費用を含む。）に係る損失の額

3 耐用年数の短縮

耐用年数の短縮は、法人の有する減価償却資産が災害を受けたため、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく（10%以上）短いこととなった場合に国税局長の承認を受けることにより認められる（法令 57）。

第 2 款 軽減免除の手続

1 災害による繰越損失金の損金算入

災害による繰越損失金の損失算入の規定の適用を受けるためには、当該損失の生じた事業年度について当該損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書を提出し、かつ、その後適用を受ける事業年度まで連続して確定申告書を提出しなければならない。

2 耐用年数の短縮の承認申請

災害を受けたことにより耐用年数の短縮の承認を受けようとする法人は、「耐用年数の短縮の承認申請書」及び「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」（法人税事務提要（様式編）法 1316-1 及び法 1316-2）等を、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に提出させる（法令 57②、法規 17）。

第 3 款 軽減免除の処理

被災者から提出された「耐用年数の短縮の承認申請書」は、法人税事務提要（事務手続編）第 13 章第 3 節 10《減価償却資産の耐用年数の短縮の承認申請の処理》に定めるところによるほか、次の点に留意して処理する。

- 1 耐用年数の短縮の承認申請書を税務署で受理したときは、①申請書が所要の記載事項を充たし、申請書としての法的要件を具備しているか、②明細書等が添付されているかどうかを検討し、不備の部分は申請者に補正させる。
- 2 1 の検討を了した申請書は、速やかに国税局長に送付する。
- 3 国税局長から処分の通知書の写しの送付を受けたときは、直ちに法人税歴表に所要の記載をした後これを申請書（控）とともに法人税決議書つづりに編てつする。

第 4 章 相続税、贈与税

第 1 款 軽減免除の概要

相続税及び贈与税についての軽減免除には、災免法第 4 条《申告書の提出期限後に被害を受けた場合》によるものと災免法第 6 条《申告書の提出期限前に被害を受けた場合》によるものとがあるが、その概要は次のとおりである。

1 申告書の提出期限後に被害を受けた場合

- (1) 相続税又は贈与税の納税義務者が、相続若しくは遺贈により、取得した財産について、相続税又は贈与税の申告書の提出期限後に災害により被害を受けた部分の価額が、相続税又は贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額（相続税にあっては、債務控除後の価額）の 10 分の 1 以上である場合には、災害のあった日以後において納付すべき相続税又は贈与税（延滞税、加算税等の附帯税を除く。）のうち、次の算式により計算した金額が免除される（災免法 4、災免令 11①）。

なお、被害を受けた部分の価額には保険金、損害賠償金により補てんされた金額は除かれるものである（以下 2 において同じ。）。

$$\begin{array}{l} \text{災害のあった日以後} \\ \text{に納付すべき税額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{被害を受けた} \\ \text{部分の価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金・損害賠償金等に} \\ \text{より補てんされた金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{相続、遺贈又は贈与} \\ \text{により取得した財産} - \text{債務控除の金額} \\ \text{の価額の合計額} \end{array}} = \text{免除税額}$$

(2) 免除の対象となる相続税又は贈与税の額には、災害のあった日以後において納付すべきもの（滞納中のものは除く。）で、次に掲げるようなものがある。

イ 相続又は贈与税の延納税額で、災害のあった日までに分納税額の納期限が到来していないもの

ロ 相続税又は贈与税の延納申請税額で許可又は却下の処理前の徴収猶予中のもの

ハ 相続税の物納申請税額で許可又は却下の処理前の徴収猶予のもの

ニ 措法第 70 条の 4 の規定による贈与税の納税猶予税額（旧措法第 70 条の 4 の規定による贈与税の納期限の延長の適用を受けている税額を含む。以下同じ。）又は措法第 70 条の 6 の規定による相続税の納税猶予税額で、災害のあった日までに当該猶予の期限が到来していないもの

ホ 災害のあった日前に申告期限が到来している相続税又は贈与税で、災害のあった日以後に納付税額の確定するもの、例えば、期限後申告、決定、修正申告、更正等があったもの

2 申告書の提出期限前に被害を受けた場合

相続税又は贈与税の納税義務者が、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産について、相続税又は贈与税の申告書の提出期限前に災害により被害を受けた部分の価額が、相続税又は贈与税の課税価額の計算の基礎となった財産の価額（相続税については、債務控除後の価額）の 10 分の 1 以上である場合には、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除して、その納付すべき相続税又は贈与税の額を計算する（災免法 6、災免令 12①、②）。

第 2 款 軽減免除の手續及び処理

1 軽減免除の手續

(1) 申告書の提出期限後に被害を受けた場合

申告書の提出期限後に被害を受けたため、災害のあった日以後において納付すべき相続税又は贈与税の額について免除を受けようとする者には、「災免法第 4 条による相続税・贈与税の免除承認申請書」（別紙様式第 12 号）（省略）を、災害のやんだ日から 2 か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出させる（災免令 11②）。

(2) 申告書の提出期限前に被害を受けた場合

申告書の提出期限前に被害を受けたため、相続税又は贈与税の軽減免除を受けようとする者には、相続税又は贈与税の期限内申告書に、①軽減免除を受けようとする旨、②被災状況、③被害を受けた部分の価額を記載させる（災免令 12③）。

2 軽減免除の処理

(1) 申告書の提出期限後に被害を受けた場合

相続税又は贈与税の納税義務者から「災免法第4条による相続税・贈与税の免除申請書の提出があった場合には、次により処理する。

イ 整理簿への登載

免除申請書を受理したときは、資産税事務提要に定める「一般事務整理簿（その他）（資産税事務提要様式資 17-8-7）に記入する。

ロ 免除申請書の検討及び被災財産の調査

免除申請書の記載事項に不備な点がないかどうか及び免除税額の算出に誤りがないかどうかを検討し、被災財産の調査を要すると認められるものについては、実地調査などを行う。

この場合において、申請者の住所地と被災財産の所在地とが異なるものについては、被災財産の所在地の税務署長に対し、被災状況の調査を依頼し、その回答を待って処理する。

ハ 免除税額の承認、却下等の決議

被災財産の調査等を了したときは、その調査事績を資産税事務提要に定める「資産税調査書次葉」（資産税事務提要様式資 3-7）に記入するとともに免除申請書の税務署の税務署処理欄に所要事項を記入の上決議を受ける。

ニ 免除税額の申請者への通知等

上記ハにより決議を了したときは、管理運営部門に当該決議書を回付するとともにその旨を申請者に通知する。

（注） 通知書の様式は、適宜のもので差し支えない。

なお、これらの処理を了したときは、上記イの整理簿に所要事項を記入する。

(2) 申告書の提出期限前に被害を受けた場合

申告書の提出期限前に被害を受けた者から、災免法第6条の規定の適用を受ける旨などの事項を記載した申告書の届出があった場合には一般の申告書と同様に処理することとなるが、この場合において相続税又は贈与税の課税価格及び税額の確定をしたときは、当該事案に係る調査書に被害を受けた財産についての損害額の算定根基等を明らかに記録しておく。

第5節 酒税等

第1款 控除及び還付の概要

1 控除又は還付の範囲

酒類等の製造者又は販売業者が販売のため所持する酒類等で、酒税等を課せられたものが、災害により亡失し若しくは滅失し又は本来の用途に供することができない状態になった場合には、これらの酒類等に課された酒税等の額を、被災酒類等の納税義務者が、災害のあった日以後に納付すべき酒税等の税額からそれぞれ控除し又は還付する（災免法7①）。

この場合、災害により単に包装又は証紙・商標等が汚損した程度で、そのまま商品として販売することが困難な酒類等であっても、内容品である酒類等が品質的に異常のない場合は、災免法の適用はないのであるが、次の措置を講ずるよう配意する。

- (1) 製造場へ戻入れさせ酒税法等の規定により控除又は還付の手続を行わせる。
- (2) (1)によることが困難な場合は汚損した証紙・商標等と同一の証紙・商標等を税務署員立合の下に、販売業者をして張り替えさせる。

(注) 1 「災害のあった日以後に納付すべき酒税等の税額」は、期限内申告に係る納付すべき酒税等（本税）の額に限られる。従って、滞納税額及び附帯税の額は含まない。

2 納付すべき酒税等と控除すべき酒税等との税目は、同一のものに限られる。従って、例えば被災酒類に係る酒税額を当該納税義務者が納付すべき砂糖消費税額から控除することはできない。

2 控除又は還付する金額

被災酒類等の所持者が当該被災酒類等の納税義務者であるか、それ以外の製造者又は販売業者であるかの別に応じ、それぞれ次により算出した金額とする。

被災酒類等の所持者	控除又は還付する金額
当該被災酒類等の納税義務者	(被災酒類等について課せられた酒税等の税額)－(当該被災酒類等について保険金、損害賠償金等により損失を補てんされた金額(酒税等に相当する額に対応する保険金等の額))
上記以外の製造者又は販売業者	上記により計算した金額と当該被災酒類等の納税義務者が当該被災酒類等の所持者に対して損失を補償した金額とのいずれか少ない金額

(注) 上記により計算した金額が被災酒類等の所持者ごとに、税目の異なるごとに 500 円未満の場合は、控除又は還付できない。

第 2 款 控除又は還付の手続及び処理

1 被災酒類等の確認書交付申請

被災酒類等を販売のため所持していた酒類等の製造業者等が、被災酒類等について確認を受けようとする場合には、災害のやんだ日から 1 か月以内に被災酒類等の確認書交付申請書 2 通（酒税の場合には「酒税事務規程」様式 C C 1-3078、酒税以外の場合には「消費税事務規程」様式 C C 2-3014 による。）を亡失場所の所在地の所轄税務署長に提出させる（災免令 14）。

2 被災酒類等の確認等

確認書交付申請書を受理した場合には、直ちに次により調査を行い、確認書を申請者に交付する。この場合において、申請者が被災酒類等の納税義務者でないときは、当該交付した確認書は速やかに納税義務者に送付させる。

- (1) 亡失の事実がめいりような場合には、実地に調査の上亡失した数量を確認する。
- (2) 亡失の事実が認められているが、その数量が確認できないときは、申請書の帳簿の記載事項その他により亡失数量等を推定確認する。

(注) 被災酒類等の確認書の交付を要すると認められる場合で、あらかじめ調査が可能なときは、当該被災者が販売のために所持していた酒類等の被災の概況及び当

該被災酒類等に対する保険金若しくは損害賠償金による損失の補てん又は被災酒類等の納税義務者からの損失の補償の有無を調査しておくように配意する。

3 控除又は還付の申告又は申請

- (1) 酒類等の製造者が被災酒類等について課された酒税等の税額に相当する金額の控除又は還付を受けようとする場合（(2)に規定する場合を除く。）には、災害のやんだ日から4か月を経過した日の前日の属する月の末日までに、その控除又は還付を受けようとする月分の酒類等の期限内申告書に次の書類を添付して提出させる（災免令13①、④）。

イ 控除又は還付を受けるべき金額の計算明細書

ロ 2により交付又は送付を受けた税務署長の確認書

ハ 被災酒類等の所持者が当該被災酒類等の納税義務者でない場合には、その所持者が当該被災酒類等の納税義務者の負担により被災酒類等について、損失の補償を受けた事実を記載した書類（納税義務者が直接被災者に損失の補償を行わず中間の卸売業者を通じて補償を行う場合（小売業者が被災者で卸売業者を通じて被災酒類等を購入している場合）においては、被災者が中間の卸売業者から損失の補償を受けた事実を証する書類と当該卸売業者が被災者に対して損失の補償をした金額について納税義務者から補償を受けた事実を証する書類）

（注） 「損失の補償を受けた事実を記載した書類」は、損失の補償を受ける相手方（すなわち、被災酒類等の所持者）が、損失の補償を受けた旨（現実に金銭で補償を受けた場合のほか債務の免除、事後における取引代金との相殺等により補償された旨、又は補償される契約ができている場合にはその旨）を記載した書類をいい、納税義務者が自ら「損失を補償した、又は補償することを契約した旨」を記載したものは、これに当たらない。

- (2) 酒類等の製造者が期限内申告書の提出を要しない月において、被災酒類等について課された酒税等の税額に相当する金額の還付を受けようとする場合には、災害のやんだ日から4か月を経過した日の前日の属する月の月末までに、被災酒類等の酒税等還付申告書に、(1)のイからハまでに掲げる書類を添付して納税地の所轄税務署長に提出させる（災免令13②、④）。

- (3) 被災酒類等を保税地域から引取った者が、被災酒類等について課された酒税等の税額に相当する金額の控除又は還付を受けようとする場合には、災害のやんだ日から4か月を経過した日の前日までに、被災酒類等に対する酒税等控除（還付）申請書に、(1)のイからロまでに掲げる書類を添付して被災酒類等を引取った保税地域の所在地の所轄税関長に提出させる（災免令13③、④）。

- (4) 被災酒類等及びその他の物件に対して保険金又は損害賠償金等で補てんされる場合において、被災酒類等に課された酒税等に相当する金額を除いた金額でなされたものであっても、その損失補てんは、被災酒類等に相当する金額を含んだ総額に対してなされたものとして計算するのであることに留意する。

(5) 計算例

イ 災害被災者の損害状況

家財じゅう器等

1,500,000 円

酒 類	2,500,000
(うち酒税相当額)	1,500,000
計	4,000,000
ロ 保険金により補てんされた金額	800,000
ハ 被災酒類の納税義務者別内訳	
A 社 1,000,000 (うち酒税相当額 600,000)	
B 社 1,500,000 (" 900,000)	

ニ 被災酒類の納税義務者別保険金補てん額

A社の納めた酒税に対する補てん額

$$800,000 \times \frac{1,000,000}{4,000,000} \times \frac{600,000}{1,000,000} = 120,000$$

B社の納めた酒税に対する補てん額

$$800,000 \times \frac{1,500,000}{4,000,000} \times \frac{900,000}{1,500,000} = 180,000$$

ホ 従って

A社が納付すべき酒税額から控除を受ける金額の限度は

$$600,000 - 120,000 = 480,000$$

B社が納付すべき酒税額から控除を受ける金額の限度は

$$900,000 - 180,000 = 720,00$$

(注) 以上の金額は、控除を受ける限度額で、実際に控除できるのは、限度額の範囲内において納税義務者が被災者に対し損失の補償をした金額である。

第6節 自動車重量税の還付

第1款 還付の概要

1 還付の範囲

自動車の販売業者又は自動車分解整備事業者が自動車の使用のために自動車検査証の交付等を受ける目的で保管している自動車のうち、自動車検査証の交付等を受けた後に、災害による被害を受けたことにより走行の用に供されことなく使用の廃止がされたものについては、その被災自動車について納付された自動車重量税の額に相当する金額を、その被災自動車に係る納税義務者に還付する（災免法8①）。

(注) 1 使用者に引き渡すため輸送中の自動車は、販売業者等が保管していることとして取り扱う。

2 自走の方法により引渡しが行われる場合には、走行の用に供されたものとなりこの規定の適用はない。

2 還付する金額

自動車検査証の交付等を受けるについて納付された自動車重量税の額に相当する金額である（知事又は軽自動車検査協会の発行する自動車重量税納付税額証明書により確認する。）。

第2款 還付の手續及び処理

1 被災自動車の確認書交付申請

被災自動車の確認書の交付を受けようとする者がある場合には、被災自動車確認書交付申請書 2 通を災害による被害を受けた場所の所在地の所轄税務署長に提出させる。

なお、この申請書を提出する際には、被災自動車の使用の廃止がされたこと（廃車）を証する書類を提出させる。

2 被災自動車の確認等

被災自動車確認書交付申請書を受理した場合には、速やかに実地に調査するなどして、当該自動車が災害による被害を受けたことにより自動車検査証の交付等を受けた後走行の用に供することなく廃車されたことの事実の確認を行い、その事実を確認したときは確認書を申請者に交付する。

3 還付申請

(1) 被災自動車の使用者が、被災自動車に係る自動車重量税の額に相当する金額の還付を受けようとする場合には、災害のやんだ日から 4 か月以内に、被災自動車に係る自動車重量税還付申請書に次に掲げる書類を添付して当該使用者の住所地等の所在地の所轄税務署長に提出させる。

イ 被災自動車確認書

ロ 自動車重量税納付税額証明書

ハ 軽自動車届出済証返納証明書（被災自動車が届出軽自動車である場合）

ニ 還付の手續及び還付金の受領権限を他の者に委任する場合には、委任状及び委任者の印鑑証明書

4 還付申請書の届出があった場合において、還付しても差し支えないと認めたときは、当該還付申請書により還付の決議を行い、所定の手續により還付又は充当する。

（注） 被災自動車に係る自動車重量税の還付の取扱いは、上記によるほか、昭和 58 年 4 月 1 日付間消 4-6 ほか 1 課共同「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律等の一部改正（昭和 58 年 3 月）に伴う自動車重量税の取扱いについて」通達によるのであるから留意する。

様 式

別紙様式第 1 号 災害による申告、納付等の期限延長申請書……………	51
第 2 号 災害による申告、納付等の期限延長通知書……………	53
第 3 号 災害による申告、納付等の期限延長申請の却下通知書……	54
第 4 号 納税の猶予申請書……………	56
第 5 号 被災明細書……………	57
第 6 号 納税の猶予許可通知書……………	58
第 7 号 納税の猶予不許可通知書……………	59
第 8 号 納税の猶予取消通知書……………	60
第 9 号 年分所得税の予定納税額の 7 月(11 月)減額申請書……………	62
第 10 号 年分所得税の予定納税額の減額申請書(農業所得者連記用) ……	64
第 11 号 災害を受けた資産の明細書……………	65
第 12 号 災免法第 4 条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書……	67

別紙様式第1号

昭和____年____月____日

____税務署長殿

(〒)

申請者 住 所

(所在地) _____

(電話 _____)

氏 名

(名 称) _____ 印

災害による申告、納付等の期限延長申請書

自昭和____年____月____日

至昭和____年____月____日

の____により被害を受けましたので、下記のとおり、申告、納付等の期限

の延長を申請します。

記

申 請 内 容			※
期限の種類	法定期限	申請期限	処 理
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
被 災 状 況	参 考 事 項		

(注) 1 この延長申請書は、原則として災害のやんだ日から1か月以内に申請してください。

2 ※印の欄の記入は要しません。

※ 決 議	署 長	副署長	総務課長、統括官	担当者	※ 決 議	昭和 年 月 日
					※ 決 議	昭和 年 月 日 第 号・口頭・()

別紙様式第1号「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の記載要領等

- 1 この「災害による申告、納付等の期限延長申請書」は、通令第3条第2項の規定による個別申請をする場合に作成させる。
- 2 「自昭和__年__月__日 には、災害により最初に被害を受けた日及び災害のやんだ日を記載させ
至昭和__年__月__日」
る。災害のやんだ日は、申請者に特別な事情のある場合を除き署長が被災地域ごとに一律に判定した日を記載させる。
- 3 「の _____ により」は、災害の原因の種類又は名称を記載させる。
例 火事、台風第〇号
- 4 「期限の種類」欄には、延長を申請する期限の種類を記載させる。
例 法人税確定申告及び納付
 源泉所得税の納付（〇月分）
- 5 「申請期限」欄は、できる限り教示して記載させる。
- 6 「被災状況」欄は、被災の状況、程度等を簡記させる。
- 7 「処理」欄には、「申請どおり」、「変更指定 〇年〇月〇日」又は「却下」と記載する。

第 号

平成 年 月 日

殿

税務署長



災害による申告、納付等の期限延長通知書

平成 年 月 日付で、あなたから延長の申請がありました申告、納税等の期限については、下記の指定期日まで延長します。

記

期 限 の 種 類	指 定 期 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日

() 枚のうち () 枚目

(注) 1 申請どおり延長するときには、教示文（不服申立て等について）は不要である。

2 「() 枚のうち () 枚目」欄には、納税者に送付する本表及び教示文（不服申立て等について）の総枚数とそれぞれの様式がそのうち何枚目に当たるかを編でつ順に記載する。

第 号

平成 年 月 日

殿

税務署長

印

災害による申告、納付等の期限延長申請の却下通知書

あなたが平成 年 月 日付でされた下記の申告、納付等の期限の延長申請については、却下します。

記

申 請 内 容				
期 限 の 種 類		申 請 期 限		
		平成	年	月 日
		平成	年	月 日
(理由)				

() 枚のうち () 枚目

(注) 「() 枚のうち () 枚目」欄には、納税者に送付する本表及び教示文（不服申立て等について）の総枚数とそれぞれの様式がそのうち何枚目に当たるかを編てつ順に記載する。

不服申立て等について

氏 名 _____ 殿

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

() 枚のうち () 枚目

(注) 「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

納税の猶予申請書

税務署長殿

国税通法第46条第1項の規定により
下記のとおり納税の猶予を申請します。

申請年月日		昭和 年 月 日	電話	
申請者	住所 (所在地)	(〒)		
	氏名 (名称)	⑤		

納付すべき国税									災害を受けた期間
年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利付税	滞納処分費	備考	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
			円	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円		
上記のうち納税の猶予を受けようとする期間									
納税の猶予を受けようとする期間			昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで 月間						

(注) この申請書には、被災明細書を添付して提出しなければなりません。被災の状況の判明に日時を要するときは、取りあえずこの申請書だけを提出し、後日被災明細書を提出しても差し支えありません。

別紙様式第4号「納税の猶予申請書」の記載要領等

- この「納税の猶予申請書」は、納税者が通法第46条第1項の規定による納税の猶予を税務署長に申請する場合に作成させる。
- 各欄は、次により記載する。
 - 「申請書」欄には、申請者が法人である場合には、その代表者の住所（又は居所）及び氏名を併せて記載する。
 - 「納付すべき国税」欄には、納税の猶予を申請するときにおける納期限未到来の国税を全て記載する。
なお、「備考」欄には、当該国税の事業年度、年分又は月分を記載し、納税の猶予を受けようとするものに○印を付する。
- 「被災明細書」の様式は、別紙様式第5号による。

被災明細書

住所(所在地) _____

氏名(名称) _____ ㊤

(被災の状況)

被災前の全財産		被災財産				損害割合	備考
① 種類	② 価額	③ 被災 の程度	④ 損害額	⑤ ④に対し保険金 等により補てん される額	⑥ 差引 実損額 (④-⑤)	⑥ — ②	

別紙様式第5号「被災明細書」の記載要領等

- 1 この「被災明細書」は、通法第46条第1項による納税の猶予を申請する場合に、添付書類として作成させる。
- 2 この「被災明細書」は、「納税の猶予申請書」(別紙様式第4号)と同時に提出することを要するが、被災状況が判明するまでに日時を要する場合には、「納税の猶予申請書」のみを提出し、後日「被災明細書」を提出させることとして差し支えない。
- 3 「災害を受けた資産の明細書」(別紙様式第11号)が「所得税の予定納税額の減額申請書」(別紙様式第9号)に添付されて既に提出されているときは、「納税の猶予申請書」にその旨を付記することにより、この「被災明細書」の提出を省略できる。

[illegible]

(注) 1 この「納税の猶予許可通知書」は、平成 12 年 11 月 15 日徴徴 2-31 ほか 11 課共同「徴収事務提要の制定について」(事務運営指針)に定めるところにより、KSK システムに入力をして作成する。

2 申請のとおりに納税の猶予を許可する場合には、教示文（裏面）は不要である。

あなた（貴社）が、この納税期満了不支付について不服がある場合は、その通知を受けた日の翌日から起算して2ヶ月以内に、当税務署長に対する異議申立てと国税不服審判所長に対する復讐請求のいずれかをも選択することができます。

提出先 税務署長

または、 千葉県税務庁長

なお、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご覧ください。

年 月 日

年 月 日付で貴昭の親子の申請があったあなた（貴社）の国税については、下記の理由により許可できません。

国税通則法第47条第2項の規定により通知します。

[illegible]

備考：「階級区分」欄に属した金額は、この通知書作成の日までのものです。
HRE2P32 連絡先

道徳

内線

△

- 59 -

不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ

1 異議申立て

- あなた（貴社）が、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長（ 国税局長）に対して異議申立てをすることができます。
- なお、この処分が国税局長のしたものである場合には、この通知を受けた日から起算して2月以内に、国税局長に対する異議申立てと国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席審判官）に対する審査請求のいずれかを行うことができます。
- ただし、国税徴収法第171条第1項（滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例）の規定による期限が上記の期限より早く到来するときは、同条の期限までに不服申立てをしなければなりません。

2 審査請求

異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法になされていないものを除く。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分におお不服があるときは、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席審判官）に対して審査請求をすることができます。

3 取消しの訴え

- 審査請求についての裁判があった場合において、当該裁判を経た後の処分におお不服があるときは、当該審査請求をした方は、管轄裁判所に対してこの処分についての取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- この処分に係る取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- この処分に係る取消訴訟は、裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。
- なお、この処分についての取消訴訟は、審査請求による裁判を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ずして取消訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁判がないとき。
 - (2) 異議申立てについての決定若しくは審査請求についての裁判を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁判を経ないことについて正当な理由があるとき。

別紙様式第6、7、8の裏面「お知らせ」調理要領

- 1 この「お知らせ」は、別表様式第6、7、8により作成される様式の裏面に印刷する。
- 2 税務署長名、国税局長名及び国税不服審判所首席審判官の名称については、適宜、補正して使用する。



この欄には
印を
捺す
こと
を
要
す

受理印	受理番号
年 月 日	

53年分所得税の予定納税額の7月(11月)減額申請書

(本欄は、53年分の所得の計算に
関係する事項を記入する
に用いる。)

11月減額申請の場合は「7月」の文字を「11月」に変更してください。

住所 (〒) 市 区 町 丁目 番 号

税務署長宛 氏 名

年 月 日 提出 氏 名

電話 番 号

53年分の予定納税額について下記のとおり減額の申請をします

		通知を受けた金額	申 請 金 額
予定納税額又は申告納税見込額		円	円
予 定 納 税 額	第 1 期 分		
	第 2 期 分		

- 「通知を受けた金額」欄には、「53年分所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。
ただし、11月減額申請の場合で、すでに7月減額申請により減額の承認があった人は、その「減額申請の承認通知書」から抄記してください。
○「申請金額」欄には、下の「申告納税見込額等の計算書」で計算した「申告納税見込額(③の金額)」、「予定納税額(④、⑤の金額)」をそれぞれ書いてください。

- 1 減額申請の理由(該当する文字を ☐ 印で囲んでください)
失業 休業 失業 災害 減額 税額 医療費 その他(減額不償、法外減額、障害者等の増加など)
- 2 減額申請の具体的な理由(たとえば、「〇〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください。)

- 3 添付書類の名称(申告納税見込額の計算の基礎となった資料として送付する証拠書類の名称を書いてください。)

- (1) (3)
(2) (4)

申告納税見込額等の計算書 (書きかたは裏面に説明してあります。)

		申 請 金 額	申 請 金 額
53年分の所得金額の見込額	営業・農業・その他の事業 ①	円	
	不 動 産 ②		
	利 子 ③		
	配 当 ④		
	給 与 ⑤		
	雑 ⑥		
	総合減額・一時 ⑦		
	合 計 ⑧		
所得から差引かれる金額	雑損控除 ⑨		
	医療費控除 ⑩		
	社会保険料控除 ⑪		
	小規模企業共済等掛金控除 ⑫		
	生命保険料控除 ⑬		
	損害保険料控除 ⑭		
	寄付金控除 ⑮		
	障害者・高齢者控除 ⑯		
	配偶者控除 ⑰		
	扶養控除 ⑱		
	基礎控除 ⑲		
	合 計 ⑳	290,000	
減税される所得金額	①に対する ②		
	②に対する ③		
	③に対する ④		
	④に対する ⑤		
	上の ⑥に対する税額 ⑥		
	上の ⑦に対する税額 ⑦		
	上の ⑧に対する税額 ⑧		
	合 計 ⑨		
	配 当 控 除 ⑩		
	減 税 額 ⑪		
減税される所得金額	減 税 額 ⑫		
	減 税 額 ⑬		
	減 税 額 ⑭		
	減 税 額 ⑮		
	減 税 額 ⑯		
	減 税 額 ⑰		
	減 税 額 ⑱		
	減 税 額 ⑲		
	減 税 額 ⑳		
	減 税 額 ㉑		
減税される所得金額	減 税 額 ㉒		
	減 税 額 ㉓		
	減 税 額 ㉔		
	減 税 額 ㉕		
	減 税 額 ㉖		
	減 税 額 ㉗		
	減 税 額 ㉘		
	減 税 額 ㉙		
	減 税 額 ㉚		
	減 税 額 ㉛		

減注意

○この申請書の提出期限は、7月減額申請の場合は7月15日、11月減額申請の場合は11月15日です。

○予定納税額は7月減額申請と11月減額申請とは計算のしかたがちがいますから御注意ください。

(裏面)

申告納税見積額等の計算書の書きかた

1 「所得金額①～⑨」欄

6月30日(11月決算申請の場合は10月31日)現在の状況で53年分の所得金額を見積って書いてください。

この場合、次の点に注意してください。

- (1) 「営業・事業・その他の事業①」欄……事業内容に応じて該当する文字を○印で囲んだうえ所得金額を書いてください。

なお、みなし法人課税の選択をしている人は、この欄には書きません。この書きかたの⑦の④欄に書きます。営業などの事業所得のうちに分譲課税とされる土地等の事業所得が含まれているときは、その土地等の事業所得を除いたところの金額を書きます。分譲課税とされる土地等の事業所得は⑤欄に「土地等の分譲事業」と表示してその所得金額を書きます。

- (2) 「不動産②」欄……不動産等の貸付けなどによる所得金額を書きますが、みなし法人課税の選択をしている人は、この欄には書きません。この書きかたの⑦の④欄に書きます。

- (3) 「配当③」欄……配当所得の金額を書きますが、みなし法人課税の選択をしている人は、みなし法人所得額(この書きかたの⑦の①の金額)×72%(みなし法人所得額のうち700万円を超える部分は60%)に相当する金額(配当所得とされます)から、これも含めて書いてください。

- (4) 「給与④」欄……給料、賞与などの収入金額を書きますが、53年分簡易給与所得表により求めた金額を書きますが、みなし法人課税の選択をしている人は事業主報酬(この書きかたの⑦の③の金額)もこの収入金額に含めます。

- (5) 「雑所得⑤」欄……雑所得の金額を書きますが、雑所得のうちに分譲課税とされる土地等の雑所得が含まれているときは、その土地等の雑所得を除いたところの金額を書きます。分譲課税とされる土地等の雑所得は⑤欄に「土地等の分譲雑所得」と表示してその所得金額を書きます。

- (6) 「総合所得・一時⑥」欄……総合課税の課税所得、一時所得の金額について次の算式で計算した金額を書きます。

$$\text{総合課税の課税所得} + (\text{総合課税の課税所得} + \text{一時所得}) \times \frac{1}{2}$$

- (7) 「⑤、⑥」の金額……次の所得がある場合に、その所得の種類とその所得金額を書きます。
 なお、これらの所得が2以上ある場合はイ、ロ、ハ、ニの順に書きます。

- イ 分譲課税とされる土地等の事業所得又は雑所得
 ……「土地等の分譲事業」又は「土地等の分譲雑所得」
 ロ 土地建物等の短期譲渡所得 ……「分譲短期譲渡」
 ハ 土地建物等の長期譲渡所得 ……「分譲長期譲渡」
 ニ 山林所得 ……「山林」

2 「所得から差し引かれる金額①～③」欄

6月30日(11月決算申請の場合は10月31日)現在の状況で53年分の控除額を見積って書いてください。

なお、雑損控除額、医療費控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄付金控除額の計算方法及び障害者・高齢者・若年者・勤労学生の特給額、配属者控除額、扶養控除額は、52年分と同じですから、52年分の確定申告書の様式などをみてこれらの控除額を計算してください。

3 「税額①～④」欄

- (1) 「上の①に対する税額①」欄……「53年分所得税の予定納税について」の末尾の「53年分所得税の税額表」で求めた税額を書きます。

- (2) 「上の②に対する税額②」欄……1の⑦の所得がある場合に、その⑦のイからニまでの順に次により求めたこれらの課税所得金額(④、⑤)の金額の④の金額に対する税額を書きます。

イ 土地等の分譲事業・雑所得に対する税額……次の①か②のいずれか多い方の金額を書きます。「土地建物等の分譲短期譲渡」もある人は税務署におたずねください。

- ① 課税分譲事業・雑所得金額×40%

- ②
$$\left[\frac{\text{④の、課税分譲事業・雑所得金額}}{\text{④の、課税分譲事業・雑所得金額} + \text{⑤の、雑所得金額}} \right] \times 110\%$$

ロ 課税分譲長期譲渡に対する税額……次の①か②のいずれか多い方の金額を書きます。

- ① 課税長期譲渡所得金額×40%

- ②
$$\left[\frac{\text{④の、課税分譲長期譲渡所得金額} + \text{⑤の、雑所得金額}}{\text{④の、課税分譲長期譲渡所得金額} + \text{⑤の、雑所得金額} + \text{⑥の、雑所得金額}} \right] \times 110\%$$

の金額について「53年分所得・⑥の」税の税額表で求めた税額×110%

国や地方公共団体、日本住宅公団などに譲渡した土地等については、原則として20%の税率により税額を求めるなど軽減税率が適用されます。
 くわしくは税務署におたずねください。

- ハ 課税分譲長期譲渡に対する税額……次の算式で計算した金額を書きます。

- ① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合……

$$\text{課税長期譲渡所得金額} \times 20\%$$

- ② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合……

$$400\text{万円} + \left[\frac{\text{課税長期譲渡所得金額} - 400\text{万円}}{\text{課税長期譲渡所得金額} - 400\text{万円}} \right] \times (\text{④の、雑所得金額} + \text{⑤の、雑所得金額}) \times 110\%$$

特定市街化区域農地等を住宅用などのために譲渡したことによる譲渡所得についての税額は、その課税長期譲渡所得金額に15%(2,000万円を超える部分は20%)の税率を乗じて求めます。

- ニ 課税山林に対する税額……「53年分山林所得に対する所得税の税額表」(税務署におたずねください)で求めた税額を書きます。

- 4 「配当控除⑧」欄……「③の金額+雑損分譲事業・雑+課税分譲長期譲渡+課税分譲短期譲渡」の金額が、

- ① 1千万円以下の場合……「③の金額(証券投資控除を除く)×10%」の金額を書きます。

- ② 1千万円を超える場合……税務署におたずねください。

- 5 「試験研究費・住宅取得・住宅貯蓄控除⑨」欄……該当する文字を○印で囲んだうえ、各控除額の合計額を書きます。

- 6 「災害減免額⑩」欄……税務署におたずねください。

- 7 「みなし法人所得控除⑪」欄……次の算式で計算した金額を書きます。

- ① みなし法人所得額(⑦)が700万円以下の人……⑪×23.9%

- ② みなし法人所得額(⑦)が700万円を超える人……⑪×34.1% - 714,000円

(みなし法人所得額の計算)

④別業所得と不動産所得の合計額	円
⑤事業主報酬	円
⑥雑損みなし法人損失額	円
⑦みなし法人所得額(④-⑤-⑥)	円

みなし法人課税の選択をしている人が試験研究費控除、外国税額控除の適用を受ける場合には、税務署におたずねください。

- 8 「源泉徴収税額⑫」欄……源泉の計算書の①、④～⑦までの所得に対する源泉徴収税額の見積額の合計額を書きます。

9 「予定納税額⑬、⑭」欄

- (1) 7月決算申請の場合
 「第1期分⑬」欄……それぞれ「申告納税見積額⑪」の金額の3分の1に
 「第2期分⑭」欄……あたる金額を書きます。

- (2) 11月決算申請の場合
 「第1期分⑬」欄……税務署から通知された第1期分の税額又は7月決算申請で承認された第1期分の税額を書きます。
 「第2期分⑭」欄……「申告納税見積額⑪」-「第1期分⑬」× $\frac{1}{2}$ にあたる金額を書きます。

ただし、特別徴収所得者は、「申告納税見積額⑪」の2分の1にあたる金額を書きます。

年分所得税の予定納税額の減額申請書（農業所得者連記用）

税務署長 殿

昭和 年 月 日提出

氏 名		住 所		所得の種類		所得の金額		所得の税額		所得の税額		所得の税額		所得の税額		所得の税額		所得の税額	
氏 名		住 所		所得の種類		所得の金額		所得の税額		所得の税額		所得の税額		所得の税額		所得の税額		所得の税額	
1 予定納税額の減額申請の理由		1 予定納税額の減額申請の理由		1 予定納税額の減額申請の理由		1 予定納税額の減額申請の理由		1 予定納税額の減額申請の理由		1 予定納税額の減額申請の理由		1 予定納税額の減額申請の理由		1 予定納税額の減額申請の理由		1 予定納税額の減額申請の理由		1 予定納税額の減額申請の理由	
2 申告所得見込額の計算		2 申告所得見込額の計算		2 申告所得見込額の計算		2 申告所得見込額の計算		2 申告所得見込額の計算		2 申告所得見込額の計算		2 申告所得見込額の計算		2 申告所得見込額の計算		2 申告所得見込額の計算		2 申告所得見込額の計算	
3 申告所得見込額の計算		3 申告所得見込額の計算		3 申告所得見込額の計算		3 申告所得見込額の計算		3 申告所得見込額の計算		3 申告所得見込額の計算		3 申告所得見込額の計算		3 申告所得見込額の計算		3 申告所得見込額の計算		3 申告所得見込額の計算	
4 申告所得見込額の計算		4 申告所得見込額の計算		4 申告所得見込額の計算		4 申告所得見込額の計算		4 申告所得見込額の計算		4 申告所得見込額の計算		4 申告所得見込額の計算		4 申告所得見込額の計算		4 申告所得見込額の計算		4 申告所得見込額の計算	

- 注意事項
- 1 この減額申請書は、凍霜害、虫害、集中豪雨、冷害、集中豪雨、虫害等の被害を理由とする農家だけが使用してください。
 - 2 1に該当する農家であっても、営業所得、給与所得、配当所得、不動産所得及び山林所得等農業所得以外の所得がある方は、すべての減額申請書を使用しないで申請してください（一般の減額申請書の用紙は、税務署に備付けてあります。）。
 - 3 「1 予定納税額の減額申請の理由」欄には、「月 日 の凍霜害による被害のため」などと書いてください。なお、凍霜害以外に減額申請の理由がある場合には、併せてその理由を簡単に書いてください。
 - 4 「2 申告所得見込額の計算」欄及び「添付した証拠書類」欄の書き方は、税務署又は市役所、町村役場にお尋ねください。

(裏面)

書き方

この明細書は、次により書いてください。

- 1 雑損控除を受けようとする人は、損害を受けた資産（たな卸資産、事業の用に供する固定資産、事業に係る繰延資産及び山林並びに生活に通常必要でない資産以外の資産をいいます。）全部について書いてください。
- 2 災害減免法による所得税の減免を受けようとする人は、住宅及び家財だけについて書いてください。
- 3 各欄の書き方については、次に注意してください。

(1) 「被災の原因」欄

この欄には、災害の区分を水害、火災などのように書き入れてください。

(2) 「被災状況」欄

この欄には、まず、次の(3)「被災状況の内訳」欄で、個々の損害などを計算したうえ、次により書き入れてください。

なお、「住宅」、「家財」、「事業用固定資産」以外の資産、例えば、貸家、住居とは別むねとなっている店舗や事務所、別荘などの資産については、「事業用固定資産」欄の下空欄に書き入れてください。

イ 「① 被災直前における価額の合計額」欄及び「② 損害額の合計額」欄には、次の(3)「被災状況の内訳」欄の「① 被災直前に所有していたもの」欄及び「④ 損害額（①－②＋③）」欄からその被災財産の区分（住宅、家財等の区分）ごとの合計額を書き入れてください。

なお、災害減免法により所得税の軽減免除を受ける場合には、「③ 除去等の付随費用」の金額を除いた合計額を書き入れてください。

ロ 「③ 保険金、損害賠償金等で補てんされた金額」欄には、保険金や損害賠償金などの支払を受けるものがある場合に、その支払を受ける金額がその対象となった被災財産の区分ごとに判明するときは、その被災財産の区分ごとに、被災財産の区分ごとに判明しないときは、被災財産の被害額等により配分したところにより書き入れてください。

なお、その明細（支払者ごとの名称、支払を受ける金額、保険の契約金額など）については、この用紙の右余白に書くか、又は適宜の別紙に書いて添付してください。

(3) 「被災状況の内訳」欄

この欄には、損害を受けた資産について、できるだけ細分して、次により書き入れてください。

イ 「① 被災直前に所有していたもの」欄の「被災財産の区分」欄には、被災財産の区分を、住宅、家財、事業用固定資産などのように書き入れてください。

ロ 「② ①のうち被災後存在するもの」欄には、災害により資産が滅失したものについては、「0」と書き入れてください。ただし、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）による所得税の減免を受ける場合には、この欄は記載する必要はありません。

ハ 「③ 除去費等の付随費用」欄には、災害により滅失、損壊した資産の除去等の費用・除雪費用及び災害のやんだ日の翌日から1年以内に支出した復旧費等災害に関連した付随費用を書き入れてください。

ニ 「④ 被災直前に所有したものの」欄及び「② ①のうち被災後存在するもの」欄の「単価」欄及び「価額」欄には、被災財産が次の場合には次により書き入れてください。

(イ) 住宅、家財その他雑損控除の対象となる資産に損害を受けた場合

住宅や家財などの損失時の時価で計算します。

(ロ) 事業用資産に損害を受けた場合

原則として、たな卸資産や事業用固定資産などの取得価額を基として計算します。

(ハ) 生活に通常必要でない資産に損害を受けた場合

原則として資産の取得価額を基として計算します。

ホ 「被災の程度」欄には、例えば、全壊、半壊、流出または倒壊などと書き入れてください。

ヘ 「摘要」欄には、被害を受けた資産の所在地（場所）が住所と異なるものについてはその資産の所在地（場所）など参考となる事項を書き入れてください。

受 年 月 日		整理番号
※	※	※

災免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

税務署長殿
提出年月日 昭和____年____月____日
住所 _____
氏名 _____ ㊟

わたくしは下記のとおり _____ により被害を受けましたから、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第4条により相続税（贈与税）の免除申請をいたします。

記

1 被害を受けた相続、贈与財産の明細（書ききれない場合は別紙に書いてください。）

所 在	種 類	細 目	区 分	数 量	単 価	価 額	被害の状況
			被 害 前		円	円	
			被 害 後				
			減 差 額				
			被 害 前				
			被 害 後				
			減 差 額				
計			被 害 前				
			被 害 後				
			減 差 額			①	

2 被害を受けた部分の価額の計算

① 円 - 保険金等の補てん金額 円 - ② 円

3 免除を受ける税額の計算

災害のあった日以後
に納付すべき税額
円 × $\left\{ \frac{\text{② 円}}{\text{相続、遺贈又は贈与により
取得した財産価額の合計額
円}} \right\} = \text{円}$

(注) 免除を受ける税額の計算式の { } の中の割合が10%未満になる場合には免除は受けられませんから御注意ください。

※ 税務署 処理欄	起案	署 長		副署長・特官・統括官		担 当 者	
	決裁						
	調査事項	被害金額	補てん金額	差し戻害金額	取得財産価額の合計額	損害割合	災害日以後に納付すべき税額
		円	円	円	円	%	円
処理区分	承認・却下の別				免除税額	円	
	却下の事由						